

瑞穂公園陸上競技場整備等事業 要求水準書（案）に関する質問への回答

- ・ 瑞穂公園陸上競技場整備等事業要求水準書(案)に関して、令和2年4月20日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での本市の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた要求水準書(案)の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和2年6月
名古屋市

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	要求水準書(案)	-						○参考資料一覧	参考資料2 地質調査報告書は、閲覧資料となっておりますが、施設計画検討のため必要になりますので、配布いただけますでしょうか。	入札説明書等に示します。
2	要求水準書(案)	-						○用語の定義 協力会社	「予定している者」の具体的な意味合いをご教示頂けますでしょうか。 落札後に万が一、事業者との間で協議がまとまらなかった場合は、許容されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書(案)	1	第1	2				性能規定	参考として示す内容については、要求水準書内に全て「参考」と記述がなされているものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	4	第1	3	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	瑞穂橋と山崎川親水広場の維持管理運営業務は土木事務所との共同管理となっておりますが、現状の管理状況及びコスト、共同管理方針についてご指示ください。 また共同管理は具体的にどのような役割分担になるのか入札価格の決定にあたり事業者事業者の業務内容を明確化する必要がありますのでご教示願います。	土木事務所は瑞穂橋及び山崎川親水広場一部の施設の財産を所管しているため、共同で維持管理を行うこととし、実施内容は清掃及び修繕となります。
5	要求水準書(案)	4	第1	3	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	民間収益施設は、整備業務の対象ではない施設のエリアにも設置できますでしょうか。	事業区域(瑞穂運動場を除く)において、関係法令に基づき、周辺の環境や景観と調和し、利用状況を勘案した規模及び内容となるようにしてください。また、陸上競技場等の無料区域内に設置することも可能です。
6	要求水準書(案)	4	第1	3	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	師長町西線、師長田辺下山町南線支線第1号、については○がついておりませんので、当事業範囲外と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書(案)	5	第1	3	(6)	ア	(7)	設計業務 e その他設計業務において必要な業務	想定される業務のご教示をお願いします。	市との調整など整備業務に必要な業務となります。
8	要求水準書(案)	5	第1	3	(6)	ア	(4)	工事管理業務 d その他工事監理業務において必要な業務	想定される業務のご教示をお願いします。	No.7の回答を参照ください。
9	要求水準書(案)	6	第1	3	(6)	イ	(7)	指定管理者が行う業務の内容 d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕	瑞穂運動場の維持管理及び修繕について「原型を变ずる修繕及び模様替えを除く」とありますが、これらは貴市負担を前提に事業者随契で発注されるのでしょうか。 それとも入札等で業者選定を行うのでしょうか。	入札等により業者選定を行います。
10	要求水準書(案)	6	第1	3	(6)	イ	(7)	指定管理者が行う業務の内容 m その他市が定める業務	広域避難所の運営に関する施設機能等(建築、電気、機械等)は、本要求水準書及び添付資料7諸室の要求事項一覧にすべて含まれていると理解してよろしいでしょうか。	広域避難場所の運営には施設機能は必要ありません。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
11	要求水準書(案)	7	第1	3	(6)	イ	(ア)	指定管理者が行う業務の内容 m その他市が定める業務	要求水準書(案)135頁に記載されている「スその他市が定める業務」の「各種会議への参加」の前に「アジア競技大会等への協力・支援」が本頁では欠落しているかと存じますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
12	要求水準書(案)	7	第1	3	(6)	イ	(ア)	指定管理者が行う業務の内容 m その他市が定める業務	その他市が定める業務のうち、「従業員」とは何を示すのでしょうか。ご指示ください。	第10・2・(1)・ア・(ア)・bに定める管理運営業務に従事する者を示します。
13	要求水準書(案)	7	第1	3	(7)			事業方式	「付帯業務」という文言がありますが言葉の定義がありません。具体的にご教示頂けますでしょうか。	自主事業に修正します。
14	要求水準書(案)	8	第1	3	(9)			事業スケジュール(予定)	民間収益施設の期間について、令和8年4月1日～令和23年3月31日の期間は中断なく設置供用できるものと考えてよろしいでしょうか。	都市公園法第5条の許可に係る期間には、撤去復旧に要する期間を含みます。
15	要求水準書(案)	8	第1	3	(9)			事業スケジュール(予定)	民間収益施設の設置場所については都市公園法等の法律で定められている以外に事業区域内であったとしても何らかの制限はありますでしょうか。	事業区域内において関係法令に基づき、周辺の環境や景観と調和し、利用状況を勘案した規模及び内容となるよう提案してください。その後、市との協議になります。
16	要求水準書(案)	8	第1	3	(9)			事業スケジュール(予定)	施設整備期間の短縮と建設コストの圧縮について、貴市としてどちらを重視されているかをご教示頂けますでしょうか。	どちらも重視しています。
17	要求水準書(案)	8	第1	3	(9)			事業スケジュール(予定)	アジア競技大会開催中及びその準備期間の宿泊研修棟の活用はどの様にお考えでしょうか。事業者の提案に一任という理解で宜しいでしょうか。	現状のまま利用する予定です。
18	要求水準書(案)	9	第1	3	(10)			事業者の収入に関する事項	当事業において、補助金の活用は想定されていますでしょうか。想定されている場合は、具体的な情報をご提示頂けますでしょうか。	現時点では想定しておりません。
19	要求水準書(案)	9	第1	3	(10)	ア	(ア)	整備業務にかかる対価	「入札説明書等に定める一定額」と記載がありますが、想定金額をご教示頂けますでしょうか。	入札説明書等に示します。
20	要求水準書(案)	10	第1	3	(10)	ア	(イ)	維持管理運営業務にかかる対価	サービス購入料のうち、「(イ)維持管理運営業務にかかる対価」は指定管理料(p99)とは別の位置づけでしょうか。	同義のものです。
21	要求水準書(案)	10	第1	3	(10)	ウ		自主事業収入	「利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること」とありますが、貴市として、マスタープランに求められる賑わいづくりの創出と指定管理料の縮減のどちらを重視されているかご教示頂けますでしょうか。	どちらも重視しています。
22	要求水準書(案)	11	第1	4				遵守すべき法制度等	「事業者が適用基準等と同等以上と証明し、市が認めた場合」とありますが、証明した結果、市が認めないケースとはどのような場合があるのでしょうか。市の部局による判断の相違がある場合はどの部局の判断が優先されるのでしょうか。	協議により、不適当と判断した場合です。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
23	要求水準書(案)	11	第1	4				遵守すべき法制度等	許認可等の一覧表、関係法令等のチェックリストは、公告時に様式が用意されるという理解で宜しいでしょうか。	任意様式で事業者が作成するものです。
24	要求水準書(案)	12	第1	4	(1)	ホ・ム		計量法	「ホ」及び「ム」の項目に計量法が挙げられていますが、こちらは同一の法律との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
25	要求水準書(案)	12	第1	4	(1)	ロ		宅地造成等規制法	本事業において、宅地造成等規制法上の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	所管部署との協議によります。
26	要求水準書(案)	13	第1	4	(2)	ケ		名古屋市都市公園条例	都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づき、民間収益施設の敷地として認められる建築面積の上限をお示ください。	No.5の回答を参照ください。
27	要求水準書(案)	13	第1	4	(2)	ケ		名古屋市都市公園条例	都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づき、民間収益施設の用途の制限、自主事業に係る規制がありましたら、具体的にご指示願います。	No.5の回答を参照ください。
28	要求水準書(案)	13	第1	4	(2)	コ		名古屋市瑞穂公園条例	名古屋市瑞穂公園条例は、「名古屋市瑞穂運動場条例」という理解でよろしいでしょうか。	名古屋市瑞穂運動場条例から名古屋市瑞穂公園条例に改正されました。
29	要求水準書(案)	13	第1	4	(2)	コ		名古屋市瑞穂公園条例	インターネットで検索すると左記条例に類似のものに名古屋市瑞穂運動場条例(昭和59年3月29日条例第24号)がありますが、今回この条例は該当しませんでしょうか。	No.28の回答を参照ください。 なお、名古屋市公式ウェブサイトでは、改正から掲載までに時間差があります。
30	要求水準書(案)	13	第1	4	(2)	チ		名古屋市環境影響評価条例	本事業の事業エリアは、10ha以上ですが、環境影響評価の手続きは、不要と考えてよろしいでしょうか。	環境基本法関連法則に則り、規模を計画してください。
31	要求水準書(案)	14	第1	4	(3)			官庁営繕関係基準等	記載されている基準や仕様書はすべての業務に共通するわけではないと思われます。 各業務に対応する基準、仕様書を明確にいただく必要がありますので、ご教示ください。	事業全体として関連するものを列挙しており、事業者の提案内容により該当するものを遵守してください。
32	要求水準書(案)	14	第1	4	(3)			官庁営繕関係基準等	オ土木工事標準仕様書・カ土木工事共通特記仕様書・キ工事共通構造図・ク土木工事標準積算基準書の準拠が求められる業務を明示ください。 他事例からも陸上競技場に接続するデッキスペースは、建築工事特記仕様書が準拠され、土木工事仕様対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	事業全体として関連するものを列挙しており、事業者の提案内容により該当するものを遵守してください。
33	要求水準書(案)	16	第1	4	(5)			その他施設基準等	各施設基準等の発行日、版などをご提示願います。	最新版を参照ください。
34	要求水準書(案)	16	第1	4	(5)			その他施設基準等	WA及びFIFAに関するものは、基準全てを対象とするのではなく、各項目(例:照明)に記載されている場合に、該当する部分の基準のみに対応することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
35	要求水準書(案)	17	第1	6	(1)			要求水準の変更事由	設計または施工期間中及び事業期間中に更新される基準等が発生した場合、タイミングによっては対応困難となることが想定されます。 想定される変更時期をご提示願います。	現時点では想定できません。
36	要求水準書(案)	17	第1	6	(2)			要求水準書の変更手続き	要求水準書の変更については、事業者との協議手順について、事業契約上で定義されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書(案)	18	第1	7				事業期間終了時の要求水準	事業終了後1年以内は、修繕・更新が必要とならない状態の判断基準をお示しください。	事業期間終了時は施設の全てが要求水準書(案)で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市に明け渡すこと。陸上競技場等は少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、明け渡し時の状態について市と協議を行うこととしています。
38	要求水準書(案)	18	第1	7				事業期間終了時の要求水準	「事業終了後1年以内は建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に」とありますが、事業終了時は、施設引渡し後から15年を経過しているので設備を中心に大規模修繕が必要となってくる時期にきているものと想定されます。その1年間で発生する修繕等の内容は当然、大規模修繕扱いとして市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	No.37の回答を参照ください。
39	要求水準書(案)	18	第1	7				事業期間終了時の要求水準	「少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に」とありますが、その対象は陸上競技場のみと考えてよろしいでしょうか？その他の施設は事業者が改修工事を行わずに事後的に保全する考え方のため事業終了後の保証は出来かねます。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
40	要求水準書(案)	18	第1	7				事業期間終了時の要求水準	「少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、明け渡し時の状態について市と協議を行うこと」とありますが、更新が必要とならない状態とは、想定外の突発的な故障は含まないという理解で良いでしょうか。	No.37の回答を参照ください。
41	要求水準書(案)	18	第1	7				事業期間終了時の要求水準	「施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市に明け渡すこととし、少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要にならない状態を基準に、～」とありますが、事業者の修繕範囲は2,500千円以下であり、記載の要求水準の到達が困難です。必要となる修繕を市に提案を行うことでよいでしょうか。	No.37の回答を参照ください。
42	要求水準書(案)	18	第1	8				事業終了時の要求水準	「少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備などの修繕・更新が必要とならない状態を基準に」とありますが、その前提で提案を検討しますが、仮に終了後1年に修繕更新が必要となってしまったとしても、SPC解散後は費用の負担が出来ないかと思います。あくまでも「事業終了時点」で貴市と事業者立ち合いの下で判断をする条件という理解で宜しいでしょうか。	No.37の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
43	要求水準書(案)	18	第1	9	(1)			著作権等	事業提案書の全部または一部を市が使用できるとのことですが、守秘に係る内容もあり得ますので、事前に事業者にご相談を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	市が必要と認めて事業提案書の全部又は一部を使用する場合は、事業者には確認は行います。
44	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)			施設要件等に関する事項	現在想定されているJリーグ公式戦の回数をご教示ください。	入札説明書等に示します。
45	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(観客席)	一般席及びその他の種類における、席数の内訳をご提示ください。	要求水準や各種基準を満たした上で提案してください。
46	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(観客席)	仮設席は工事対象外と理解してよろしいでしょうか。その場合設計の深度(基本・実施)についてご提示願います。	仮設席は実施設計まで実施してください。
47	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(観客席)	「観客席 〇約30,000席」とありますが、上限と下限はありますでしょうか。	観客席は原則30,000席以上設置し、仮設席を含めて35,000席以上としてください。
48	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	施設要件等に関する事項(観客席)	延床面積の許容範囲は示されておりますが、観客席約30,000席の許容の範囲はありますでしょうか。	No.47の回答を参照ください。
49	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	施設要件等に関する事項(観客席)	観客席について、アジア競技大会の「開閉会式時」にフィールド内に仮設席約5000席を設置と記載がありますが、仮設席は競技期間中においては使用しない想定でよろしいでしょうか。また、開会式後に仮設席撤去後、競技にうつるなどの利用想定があればご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、開会式後、仮設席を撤去し、閉会式前に再度設置することを想定しています。
50	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(延床面積)	延床64,000㎡について、「屋根の無い仮設観覧席5,000席部分」を含んだ延べ床面積と理解して宜しいでしょうか。	仮設席は含みません。
51	要求水準書(案)	19	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(屋根)	観客席30,000席を全て覆う条件ですが、仮設5,000席は対象外という理解で宜しいでしょうか。	仮設席は対象外です。
52	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(史跡・遺跡)	史跡・遺跡について、「展示スペース及び休憩スペースを整備する」とありますが、これらは屋外施設を想定されたものでしょうか。それとも屋内施設を想定されたものでしょうか。	ガイダンス機能(展示機能)の整備は、陸上競技場内の屋内を想定しています。陸上競技場諸室に合わせ、ガイダンス機能(展示機能)の整備に必要な空間の提案を求めます。公園来訪者が集い、憩うことができる史跡広場は、史跡指定地とその周囲を範囲とすることから、屋外となります。第5・2・(1)・カ 史跡ガイダンス機能をご参照ください。
53	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(史跡・遺跡)	史跡・遺跡の保存を求められておりますが、維持・保全に関し、これまで行っている内容があればご教示願います。	史跡大曲輪貝塚の史跡指定地は、史跡保全のため、地表面を芝生で覆い、周りを柵で囲っています。史跡大曲輪貝塚に設置している史跡管理施設(史跡標識・説明板・囲い等)、下内田貝塚、瑞穂2号墳の説明板については、定期的な点検、維持管理を行っています。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
54	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(園路)	p20(ア)建築整備施設「陸上競技場等」にも「園路:利用者が安全に通行できる園路を整備する」とあります。この園路とは、p65 第5 公園整備施設にかかる設計要件に記載のある「広場・園路」に準じ、またそれに接続してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(市道)	廃道範囲は該当する道路の敷地内全ての範囲と考えてよろしいでしょうか。敷地近傍もふくめ廃道範囲がわかる資料等あればご教示ください。 また、現時点で予定している廃道に伴う交通処理が必要となる箇所があればご教示ください。	廃道予定範囲については、入札説明書等に示します。
56	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(市道)	廃道に伴い、交通処理が必要な箇所の想定をご教示頂けますでしょうか。	No.55の回答を参照ください。
57	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(市道)	市道萩山町第16号線と市道師長田辺下山町中線の一部の廃道は貴市で行う予定との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行っていただきます。
58	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(市道)	廃道予定の市道について、手続きの完了予定時期をご教示ください。	事業者提案に基づき廃道手続きに入ることになりますが、令和4年度中を想定しています。
59	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(その他)	その他について、「・・・連絡橋の建替え及びその周辺の付属施設の改修」とありますが、「その周辺の付属施設」とは何でしょうか。	外構及びインフラ等です。
60	要求水準書(案)	20	第2	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設(屋外トイレ)	既設トイレの建替え及び屋外トイレ(5棟)のバリアフリー化・設備更新の実施順序をご教示願います。	実施順序は特に定めていません。利用者に極力支障がないように考慮しながら工事時期を提案してください。
61	要求水準書(案)	21	第2	1	(2)	ア	(4)	公園整備施設(施設用地)	施設用地の整地にあたり、開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	関係部署との協議によります。
62	要求水準書(案)	21	第2	1	(2)	ア	(4)	公園整備施設(市道及び散策路)	市道の廃道について、P4表に市道師長田辺下山町中線も一部該当するような記載があります。当該箇所について図示頂けますでしょうか。 なお、市道萩山町第16号線は廃道予定はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.55の回答を参照ください。
63	要求水準書(案)	21	第2	1	(2)	ア	(4)	公園整備施設(市道及び散策路)	東児童園と緑陰広場の間の市道は、廃道予定はないでしょうか。そうである場合、陸橋の構築は可能でしょうか。	東児童園と緑陰広場の間の市道師長田辺下山町中線の廃道は予定していません。陸橋構築の可否については、関係機関との協議の上、決定することになります。
64	要求水準書(案)	21	第2	1	(4)			敷地及び既存建物の現況	緑化率を守れば既存樹木の伐採は可能でしょうか。	緑化率遵守ありきの伐採は認められません。
65	要求水準書(案)	21	第2	1	(4)			敷地及び既存建物の現況	緑化率を守れば既存樹木の伐採は可能でしょうか。	No.64の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
66	要求水準書(案)	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定	諸変更手続きについては、全て貴市で行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行っていただきます。
67	要求水準書(案)	22	第2	1	(5)			都市計画等の変更予定	「都市計画等の変更予定」について、その変更業務は当事業範囲外としての理解で宜しいでしょうか。	No.66の回答を参照ください。
68	要求水準書(案)	22	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容	陸上競技場(屋外)に喫煙スペースの設置は必要でしょうか。	喫煙スペースは設置不要です。
69	要求水準書(案)	22	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(競技フィールド関連施設)	フィールドの天然芝の種類に指定はありますでしょうか。	現状の天然芝と同等以上としてください。詳細は入札説明書等に示します。
70	要求水準書(案)	22	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(競技フィールド関連施設)	フィールドの天然芝の種類に指定はありますでしょうか。	No.69の回答を参照ください。
71	要求水準書(案)	23	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(観覧関連施設)	観覧関係施設のC-value=60mm以上確保の条件は、仮設席には適応しない想定で宜しいでしょうか。適用する場合、可視範囲図をご提供ください。また、仮設席の想定仕様があればご教示ください。	設計時の協議によります。現状、想定仕様はありませんが、アジア競技大会の開閉会式に相応しい、品質と安全性を確保して下さい。
72	要求水準書(案)	23	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(観覧関連施設)	座席の種別について、記載のあるVIP席、VVIP席、ビジネスシート、記者席などの、サイズや室面積などの想定があれば教示ください。	要求水準や各種基準を満たした上で、各席種の用途・目的に応じて設定し、提案して下さい。
73	要求水準書(案)	23	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(観覧関連施設)	アジア競技大会の開閉会式時に設置される仮設席について、設置及び大会後の撤去は、貴市の負担で貴市が本事業とは別に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	仮設席の設置及び撤去は別途となります。
74	要求水準書(案)	23	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(観覧関連施設)	下層スタンドからフィールド上へ直接避難可能な経路を確保するとありますが、常設で縦通路毎と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のような計画を想定していますが、条件を満たした計画であれば、限定するものではありません。
75	要求水準書(案)	23	第2	2	(1)			陸上競技場等の施設内容(連絡橋)	撤去して再整備を行うとありますが、異なる位置で機能を維持する必要があるでしょうか。	陸上競技場の配置や外構計画及び動線計画に合わせて、その幅員と位置を提案してください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
76	要求水準書(案)	24	第2	2	(2)			地質・土壌状況	実施方針P38「リスク分担表」の中にある測量・調査リスクにおいて事業者が実施するものは事業者がリスクを分担することになっています。要求水準書P24(2)地質・土壌状況では市からの参考資料は「事業者の責任において解釈し、利用すること。なお、設計業務の実施にあたり、事業者が必要とする場合に自らの費用負担により地質調査を行うこと」とありますが、調査時には検知されず、施工時に埋設廃棄物等が発見された場合は貴市の負となると理解しておりますが、リスク分担表のどのケースに該当するのでしょうか。	当初想定しえなかった施工時における埋設廃棄物等が発見された場合は「共通リスク」の「用地の契約不適合リスク」のケースに該当し、市の負担になります。ただし、事業者の実施した調査の不備や過誤により検知されなかった場合は、事業者の負担となります。
77	要求水準書(案)	24	第2	2	(2)			地質・土壌状況	陸上競技場の敷地内の土壌については、土壌汚染のおそれなく、土壌汚染が見つかった場合はリスク分担表に基づき貴市のリスク分担となるため、土壌汚染対策費用は事業者側で見込む必要はないという理解でよろしいでしょうか。	実施方針別紙2 リスク分担表のとおりです。
78	要求水準書(案)	24	第2	2	(2)			地質・土壌状況	事業場所の地歴については、公告時に開示頂けますでしょうか。	入札説明書等に示します。
79	要求水準書(案)	24	第2	2	(2)			地質・土壌状況	「地下埋設物」とありますが、リスク分担表記載の「地中障害物」と同義という認識でよろしいでしょうか。	予期出来ない地下埋設物の存在が明らかになった場合は、「地中障害物」と同様の扱いとなります。
80	要求水準書(案)	24	第2	2	(2)			地質・土壌調査	敷地図や地質調査報告書から事業者が解釈できない内容については、リスク分担表にもとづき、貴市の責任との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に示す通り、参考資料1「現況敷地図」及び参考資料2「地質調査報告書」の解釈については、事業者の責任となります。
81	要求水準書(案)	24	第2	2	(2)			地質・土壌調査	道路管理者等協議対象者は貴市の組織と認識しておりますが、具体的な相談先を開示頂けますでしょうか。また、事前に当事業に関する共有はなされている前提で宜しいでしょうか。	事業者の提案に基づき、道路管理者等との協議によります。
82	要求水準書(案)	24	第2	2	(3)			周辺道路	周辺道路の具体的な定義をお願いできますでしょうか。	公園敷地の周辺道路全般になります。
83	要求水準書(案)	24	第2	2	(3)			周辺道路	道路線形変更設計及び工事の具体的な想定をご教示頂けますでしょうか。	提案する施設計画に応じて、道路線形変更が必要な場合は、その実現性を判断した上で、提案してください。
84	要求水準書(案)	24	第2	2	(4)			インフラ整備状況	インフラ現況図が実際と異なり、そのために施工費用に増減が発生した場合には、貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	市が提供するインフラ現況図は参考図です。事業者により調査を行ったうえで整備にあたってください。
85	要求水準書(案)	24	第2	2	(4)			インフラ整備状況	「インフラ現況図」に示されない情報や記載内容の誤り等に基づくリスクは、リスク分担表「用地の契約不適合リスク」に基づき、貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	No.84の回答を参照ください。
86	要求水準書(案)	24	第2	2	(4)			インフラ整備状況	記載されている排水用電動ゲート等はなぜ支障となるのでしょうか。	新設する陸上競技場及びその付帯施設により支障となる場合は、要求水準書(案)記載の対応が必要になります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
87	要求水準書(案)	24	第2	2	(4)			インフラ整備状況	「接続にあたっての工事費用、その他の・・・事業者の負担とする」とありますが、上水道の加入金、下水道の受益者負担金は貴市の負担となっております。上下水道以外のインフラ負担金は、事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	上水道の加入金、下水道の受益者負担金含めすべて事業者負担とし、要求水準書(案)を修正します。
88	要求水準書(案)	24	第2	2	(4)			インフラ整備状況	廃道箇所において、想定されるインフラ移設箇所をご教示頂けますでしょうか。	廃道箇所は事業者提案に基づいて関係機関と協議の上、決定することになります。よって、インフラ移設箇所については事業者提案によります。
89	要求水準書(案)	24	第2	2	(4)			インフラ整備関連	陸上競技場南側にある鉄塔は移設できないとのことですが、鉄塔に関わる仕様、形状(下記項目)につきご教示ください。 ・電圧 ・最下線の高さ ・建築における土地固有の制限の有無 ・平面、高さがわかる図面 ・基礎形状がわかる図面	提供可能な資料については、入札説明書等に示します。
90	要求水準書(案)	26	第2	2	(6)			現存する記念品	各記念品の移設先について、「建設予定地内及び近傍を予定しており、解体工事着手までに市にて決定する。」とございますが、費用を算出にあたり、おおよその場所をご教示いただけますでしょうか。	基本的には建設予定地内の移設可能場所としますが、困難な場合は瑞穂公園内の移設可能場所を提案してください。要求水準書(案)を修正します。
91	要求水準書(案)	26	第2	2	(6)			現存する記念品	移設に要する運搬費用及び一時保管に要する保管料は、一時保管場所及び期間によって変わります。入札説明書において、一時保管場所をご指示いただけませんかでしょうか。	No.90の回答を参照ください。
92	要求水準書(案)	26	第2	2	(6)			現存する記念品	陶壁は、記念品という位置づけではないのでしょうか。その場合、廃棄してもよいのでしょうか。	添付資料8 移設品等一覧のとおりです。
93	要求水準書(案)	26	第2	2	(6)			現存する記念品	一時保管場所については、貴市指定の場所とありますが、移設費用は事業者負担で、保管費用は貴市負担という理解で宜しいでしょうか。また、保管責任(盗難、破損)は貴市にあるという理解で宜しいでしょうか。	保管費用は事業者負担とします。盗難、破損がないように保管してください。
94	要求水準書(案)	26	第2	2	(6)			現存する記念品	本事業で移設すべき記念品は添付資料8「移設品一覧」記載の番号1～3がすべてであり、その他については解体撤去して構わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書(案)	26	第2	2	(6)			現存する記念品	一時保管場所での管理は、どのような管理を行うのかをお示しください。	再使用できるよう適切に管理を行ってください。
96	要求水準書(案)	26	第2	2	(7)			既存樹木	既存の樹木のうち、必ず存置すべき樹木があればご教示頂けますでしょうか。また木材等の再利用の程度については、事業者の提案の範囲に一任という理解で宜しいでしょうか。	指定はありませんが、可能な限り存置するように留意してください。再利用については、ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
97	要求水準書(案)	26	第2	2	(8)	ア		主要な既存施設	必要に応じ、既存施設を移設する提案をすることは可能ですか。	公園全体の利便性や魅力向上に寄与する計画であれば可能です。
98	要求水準書(案)	29	第2	3	(1)			基本方針	説明用資料の作成や説明に関する協力については、事業者の対応できる限度もあろうことと想像しますので、両者で協議の上で対応するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)			責任者	責任者を各業務に着手する30日前までに貴市に通知し、貴市の承諾を受けることとされておりますが、事業契約締結と同時に開始される業務もございます。当該業務については、事業契約締結と同時にご通知し同時にご承諾いただくことを許容いただけませんかでしょうか。	当該業務については、締結と同時に結構です。
100	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)			責任者	責任者の変更について、30日前までに市に通知し貴市の承諾を受けることとされておりますが、突然の人事異動等で変更する場合等、30日前までの通知は困難なケースも考えられます。通知の期限を緩和いただけませんかでしょうか。	予期出来ず、やむを得ない理由により、期限内に通知できない場合は、市との協議により緩和も考慮しますが、社内の人事異動については、期限内での対応とします。
101	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)			責任者	「各業務の責任者を配置し、各業務に着手する30日前までに市に通知し市の承諾を受けること。」とありますが、各業務とは、要求水準書(案)P5～6に基づき、設計業務、工事監理業務、解体・撤去業務、建設業務、維持管理運営業務、統括管理業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)			責任者	必要な資格や経験・知識、実績を有する者を選定、とのことですが、具体的な基準は無く、事業者の提案に一任されるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に定めるほか、事業者の提案に応じて、提案内容を実現するために必要な資格や経験・知識、実績を有する責任者の配置を求めます。
103	要求水準書(案)	29	第2	3	(3)	ア	(ウ)	株主総会の資料及び議事録	株主総会の資料及び議事録を提出する理由をご教示願います。SPCは、民間の株式会社であり、株主総会の資料及び議事録は株主以外に開示するものではないと考えます。会社事務の効率化効率化のため、提出は業務から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。議事録そのものに限らず、議事要旨の提出とすることも認めています。
104	要求水準書(案)	29	第2	3	(3)	ア	(エ)	取締役会の資料及び議事録	取締役会の資料及び議事録を提出する理由をご教示願います。SPCは、民間の株式会社であり、通常、取締役会の資料及び議事録は社外に開示するものではありません。会社事務の効率化のため、提出は業務から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。議事録そのものに限らず、議事要旨の提出とすることも認めています。
105	要求水準書(案)	29	第2	3	(3)	イ	(7)	契約又は覚書の一覧	貴市への御提出は事業仮契約締結以降との理解でよろしいでしょうか。また貴市への御提出前に事業者が契約締結を行う場合の対応について、御教示いただけますでしょうか。	契約書又は覚書の事前提出は、事業仮契約締結以降で結構です。また、事前に市の承諾を得た場合には、提出前の契約締結を認めます。
106	要求水準書(案)	30	第2	3	(3)	イ	(イ)	契約又は覚書等の写し	落札者決定以降に事業者が締結する契約又は覚書(但書規定除く)が対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
107	要求水準書(案)	30	第2	3	(3)	イ	(イ)	契約又は覚書等の写し	「当該契約締結日の10開庁日前までに提出」とありますが、民間の契約ですので、貴市の事前承諾を必要とするものではないと考えます。また、事業契約と同時に開始する業務については、事業契約と同日付の締結も考えられます。事前提出ではなく、締結後の写し提出にいただけないでしょうか。	市との協議によります。
108	要求水準書(案)	31	第2	3	(4)			セルフモニタリング	セルフモニタリング計画書の策定、貴市の確認のタイミングは事業契約で定義されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約により確定します。なお、セルフモニタリングに関して、事業者提案を求める予定です。
109	要求水準書(案)	31	第2	3	(4)	ア	(イ)	セルフモニタリングの基本事項	「c各部位の施工前」、「d各部位の施工完了時」とありますが、「部位」とは何でしょうか。	工種ごとと想定しています。
110	要求水準書(案)	31	第2	3	(4)	ア	(イ)	セルフモニタリングの基本事項 f 契約不適合点検	左記点検は、全体の施工完了時の検査・確認において不適合とみなされた箇所の是正状況の検査・確認を行うものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書(案)	32	第2	3	(7)			非常時・災害時の対応	本施設を市民の避難所として使用する場合、受入れ人数、日数はどの程度を想定されていますでしょうか。	名古屋市地域防災計画によります。
112	要求水準書(案)	34	第3	1	2	4		省エネルギー・省資源	地下水等の自然エネルギーとありますが、地下水利用は可能な地域でしょうか。	事業者にて判断の上、提案してください。
113	要求水準書(案)	34	第3	1	2	6		周辺環境配慮	既存施設周辺での騒音測定結果のご提示及び、現状レベルとする数値等をご提示ください。	入札説明書等に示します。
114	要求水準書(案)	34	第3	1	2	6		周辺環境配慮	市より既存施設周辺での騒音測定結果を提供するとありますが、参考資料一覧にありません。資料提供の時期及び方法をお知らせください。	入札説明書等に示します。
115	要求水準書(案)	34	第3	1	2	6		周辺環境配慮	「市より提供する既存施設周辺での騒音測定結果をもとに、現状レベル以下とすること。」とありますが、惟しものなどで発生する音響については含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含みます。
116	要求水準書(案)	35	第3	1	3	3		対浸水	過去及び将来において生じる可能性のある最高水位についての資料がありましたらご提示願います。	資料については、洪水・内水ハザードマップがあります。
117	要求水準書(案)	35	第3	1	3	3		対浸水	過去に生じた最大の水位をお示しください。	本市洪水・内水ハザードマップを参照ください。
118	要求水準書(案)	35	第3	1	3	3		対浸水	「本敷地において過去に生じた最大の水位」につきましてご教示ください。(発生日・水位・その他の記録)	No.117の回答を参照ください。
119	要求水準書(案)	35	第3	1	3	3		対浸水	本敷地において将来生じる可能性のある最高水位とありますが、どの程度の水位を見込めばよろしいでしょうか。	No.117の回答を参照ください。
120	要求水準書(案)	36	第3	1	4	3		ユニバーサルデザイン	想定されている団体等の数及び想定されているワークショップ回数をご提示願います。	5団体程度を想定しています。具体的な回数は想定していませんが、適宜実施する予定です。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
121	要求水準書(案)	38	第3	1	6	2		近隣への配慮	イベント時の来場者による混雑緩和については、例えば、市営地下鉄の協力も得られるのでしょうか。これまでの対応事例があればご教示頂けますでしょうか。	特に協力要請等は行っていません。
122	要求水準書(案)	38	第3	1	6	3		施設のランニングコストの低減	既存陸上競技場の月別のランニングコスト(光熱水費等)がわかる資料があればご提示ください。	各施設ごとのデータはありませんので、瑞穂公園全体の光熱水費等について、入札説明書等に示します。
123	要求水準書(案)	38	第3	2	(1)	ア		配置計画	新陸上競技場の配置は、現状の位置の東側「緑陰広場」の場所も含めて計画をしても良いと考えてよろしいでしょうか。この場合、公園の面積が総合計で確保できればよいでしょうか。	緑陰広場については、可能な限り既存の状態を残すように計画して下さい。
124	要求水準書(案)	40	第3	2	(4)	オ		サイン計画	掲示板やデジタルサイネージに広告としての機能を兼ねることは可能ですか。	可能ですが、第10・2・(2)・ア・(エ)に従ってください。
125	要求水準書(案)	40	第3	2	(4)	オ		サイン計画	掲示板やデジタルサイネージに広告としての機能を兼ねることが可能な場合、当該広告の内容等は、貴市の審査対象になりますか。	No.124の回答を参照ください。
126	要求水準書(案)	40	第3	2	(4)	オ		サイン計画	掲示板やデジタルサイネージの広告を貴市が審査する場合、従来のような手続きや審査時間を要するのは現実的ではありませんが、これを見直す予定はありますか。	No.124の回答を参照ください。
127	要求水準書(案)	41	第3	2	(4)	セ		サイン計画	陸上競技場に広告掲示を行うことについてネーミングライツパートナーの了解は必要でしょうか。また必要な場合その了解は得られているのでしょうか。	No.124の回答を参照ください。
128	要求水準書(案)	41	第3	2	(4)	セ		サイン計画	ネーミングライツに関するサインは再利用できる前提とされていますが、既存のサインが故障・破損等していた場合、補修費用等の処置責任は事業者には無いと考えて宜しいでしょうか。また、一時保管先は、P26「現存する記念品」と同様に市の指定保管場所で管理する理解で宜しいでしょうか。その際の、保管責任はどの様にお考えでしょうか。	補修を行ったうえで再設置してください。 建設予定地内、瑞穂公園内又は事業者の提案地において、事業者の責任で再使用できるよう適切に管理を行ってください。
129	要求水準書(案)	41	第3	2	(6)			警備計画	宿泊棟の要員は24時間2名程度と記載あるが、防災センター要員及び人的警備員は、何名程度を想定しているか。また、その人員数は、民間ノウハウによる効率化やIOT等の活用により、性能が満たされていれば、下回することは可能か。	防災センター要員等は提案によります。ただし、第10・2・(1)・エ・(イ)・dを満たすこととします。
130	要求水準書(案)	41	第3	2	(6)			警備計画	類似の施設では、防犯面において定期的な巡回業務等を実施しているが、本事業で必要ないという理解でよろしいか。	提案によります。ただし、第10・2・(1)・エ・(イ)・dを満たすこととします。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
131	要求水準書(案)	42	第3	3	(1)	ウ		基本方針	「有効性を提案書に明示した場合、その範囲を超えて提案可能とする」とありますが、例えば、有効性を明示した場合は-10%の提案も可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書(案)	44	第3	3	(3)	ウ		VIP関連諸室	大会後にVIP関連諸室をビジネスシートとして運用変更するとのことですが、大会後に仕様変更することは可能でしょうか。 稼働率向上のために仕様変更することで事業性を高めることを念頭に置いております。	大会後の仕様変更は可能ですが、具体的には市との協議によります。
133	要求水準書(案)	44	第3	3	(3)	ウ		VIP関連諸室	VIP及びVVIPの想定利用者数をご教示願います。	事業者にて想定の上、提案して下さい。
134	要求水準書(案)	44	第3	3	(4)			駐車場関連施設	進競技場付随する駐車場は、「第2駐車場」と位置付けて問題ないでしょうか？ また、他駐車場と異なり、駐車場管制機器については、リース調達ではなく、引渡対象として扱うのでしょうか？ または、管制装置整備の要求がありませんが、設置しない想定でしょうか？	前段については、貴見のとおりです 後段については、他駐車場と同様、駐車場管制機器はリース調達として設置してください。
135	要求水準書(案)	45	第3	3	(5)	ア	(イ)	デッキスペース	デッキスペース上に屋外広場を形成し、キッチンカーやブースを設置するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案)	45	第3	3	(6)			南連絡橋	南連絡橋について法的位置づけ(建築物、土木工作物等)を教示願います。	連絡橋単体で独立しているか、他の施設と一体または接続しているか等、提案される計画により異なります。
137	要求水準書(案)	45	第3	3	(6)	イ	(エ)	南連絡橋	「事前に名古屋市アーケード等連絡協議会の同意を得ること」とありますが、本要求水準書記載以外に当該協議会から要請される事項があればご教示下さい。またそれらを満たしていると考えられる場合で同協議会の同意を得られない場合のリスク負担は貴市と事業者のどちらでしょうか。	合理的な理由なく協議会が同意しないということはないと考えますが、協議の中で計画の変更が必要になる場合があります。
138	要求水準書(案)	45	第3	3	(6)	イ	(エ)	南連絡橋	名古屋市アーケード等連絡協議会の連絡窓口をご教示頂けますでしょうか。	契約後に事業者にお示しします。
139	要求水準書(案)	46	第3	3	(6)	イ	(カ)	南連絡橋	関係諸機関の連絡先窓口をご教示頂けますでしょうか。	No.138の回答を参照ください。
140	要求水準書(案)	46	第3	4	(1)			基本方針	屋根構造は、積載荷重、積雪荷重、風荷重(風洞実験含む)、...とありますが、風洞実験はコンピュータシミュレーション等で代替可能でしょうか？	事業者の責任の下に代替は可能と考えます。
141	要求水準書(案)	47	第3	4	(4)	ウ		その他	一時的に設置する設備の積載荷重条件を明示頂けますでしょうか。	必要な設備と配置と共に計画し、提案してください。
142	要求水準書(案)	49	第3	5	(1)	ウ	(エ)	競技用照明設備	「照明器具は、建物と一体的に設置し、施設外へ光が漏れ難い構造とする」について、光の漏れに関する許容範囲をご教示願います。	敷地境界を超える場合に、まぶしさ等の光害で苦情が生じない程度とします。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
143	要求水準書(案)	50	第3	5	(1)	オ	(エ)	外構照明設備	「最新技術の導入に努める」、ありますが、あくまで提案時点で想定する技術との理解で宜しいでしょうか。提案時と実設計施工時までには時間差があるため、この点をご確認ください。(他各所同様記述含めて)	提案時に想定可能な技術で提案してください。
144	要求水準書(案)	52	第3	5	(1)	ス	(ウ)	情報通信設備	「セキュリティに配慮し、各テナント・施設運営・観客等でネットワーク構成機器を共用することの無い様に区分すること」とありますが、この記載の場合、すべてのネットワーク機器を物理的に分ける必要があるように捉えられます。VLANを使用し論理的に分けることは可能でしょうか。	物理的に分ける必要があります。VLANを使用し論理的に分けることは不可です。
145	要求水準書(案)	52	第3	5	(1)	ス	(エ)	情報通信設備	「全ての利用者が快適なネットワーク環境を利用可能な高密度Wi-fi設備を整備すること」とありますが、利用者とは最大30,000人の常設観客を想定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書(案)	53	第3	5	(1)	セ	(カ)	構内交換設備	開業時からPHSの導入は必須という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書(案)	53	第3	5	(1)	ソ	(ア)	情報表示設備	デジタルサイネージは配管のみの構築という理解でよろしいでしょうか。	将来の増設を考慮した最低限の対応として配管を計画する他、機器の実装については施設計画に応じて提案してください。
148	要求水準書(案)	53	第3	5	(1)	タ	(イ)	時刻表示設備	子時計を設置する各諸室について、設置における重要度を示していただけますでしょうか。また、全諸室での設置が必要でしょうか。	居室は必須とし、競技者や大会運営関係者が待機・滞留する室や共用部にも出来る限り計画してください。
149	要求水準書(案)	53	第3	5	(1)	チ	(カ)	競技用放送設備	「競技場用放送設備のスピーカーは、屋外用ラインアレイタイプとし、スタンド全体とフィールド全体をカバーするように計画すること」とありますが、ラインアレイタイプ以外のスピーカーも採用することは可能でしょうか。	同等以上の性能が得られると市が認めた場合、採用することができます。
150	要求水準書(案)	53	第3	5	(1)	チ	(ケ)	競技用放送設備	「観客の騒音に応じて自動的に音量調整できること」とありますが、この機能は必須でしょうか。	必須です。
151	要求水準書(案)	53	第3	5	(1)	チ	(サ)		可搬式の自立式スピーカーの目的及び想定される設置個所数をご提示願います。	利用する各種競技及びそれらの大会運営において、補助的に用いることを想定するため、放送設備に応じて提案してください。
152	要求水準書(案)	54	第3	5	(1)	ナ	(コ)	大型映像装置	北陸上競技場(サブトラック)に新設される大型映像装置を操作できるようにすることとありますが、この大型映像装置の新設は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書(案)	55	第3	5	(1)	ニ	(イ)	映像設備	テレビ中継を行う放送局は最大何社程度を想定されていますか。	特に想定していません。
154	要求水準書(案)	56	第3	5	(1)	ホ	(イ)	入退室管理	大規模イベント時における警備要員及び金属探知機等の整備は事業外という認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
155	要求水準書(案)	57	第3	5	(3)	ア		基本方針	既存施設(可能であれば、施設毎)において、水使用量、ガス(都市ガス、LPガス)消費量、電力消費量がわかる資料があれば、ご提供ください。	入札説明書等に示します。
156	要求水準書(案)	58	第3	5	(3)	エ	(イ)	自動制御設備	既存競技場の総合監視設備の仮移設先をご教示頂けますでしょうか。当設備の不良などがある場合、その是正作業費は貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	前段については入札説明書等に示します。 後段については修繕費等の考え方により、市又は事業者となります。
157	要求水準書(案)	59	第3	5	(3)	エ	(オ)	自動制御設備	上下水道局所管とありますが、当事業との関係をお示ください。	上下水道局所管と記している施設は、上下水道局が維持管理している施設となるため、支障となったり、今後の継続使用を行う上で、協議及びその対応が必要となります。
158	要求水準書(案)	60	第3	5	(3)	ク	(サ)	排水設備	上下水道局等関係部署は貴市の組織と認識しておりますが、具体的な相談先を開示お願いできますでしょうか。また、事前に当事業に関する共有はなされている前提で宜しいでしょうか。	具体的な協議先は事業契約後に事業者にお示しします。事業者提案に基づき、上下水道局等関係部署との協議となります。
159	要求水準書(案)	62	第3	5	(3)	セ		厨房設備	厨房設備は、イベント開催時に使用するものであり、イベントがない時間帯は売店は開店する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	厨房設備は事業者が運営するものではありません。要求水準書(案)を修正します。
160	要求水準書(案)	62	第3	5	(4)	ア		AED設備	AED設備を設置とあるが、設置数に関して具体的な考えはあるか。例えば、公益財団法人 日本心臓財団の配置基準であれば5分以内の除細動をめざしており、300m毎に設置という考えもある。	事業者により提案とします。
161	要求水準書(案)	62	第3	5	(4)	ア		AED設備	AEDは、薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)の規制を受ける高度管理医療機器・特定保守管理医療機器で、許可業者でなければ、販売・貸付・修理ができません。SPCが当該許可を取得することは、SPCの性格から不可能ですので、AED設置は業務から外していただけませんか。	原案のとおりとします。
162	要求水準書(案)	63	第4	1				基本要件	マスタープランはあくまで参照すべき上位計画であり、要求水準では無い(モニタリングの対象ではない)と考えて宜しいでしょうか。	マスタープランは基本的な考え方を示しているものであり、その考えを遵守しつつ要求水準書(案)に求められる各業務を実施してください。
163	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	ア	(ア)	宿泊研修棟	「既存機能を維持し」とありますが、既存機能の縮小はあるとしても失くすのは不可という理解でよろしいでしょうか。また「継続利用しながら」とありますが、改修工事期間中の一時閉鎖は許容されるという理解でよろしいでしょうか。	既存の屋内プールやトレーニング室については、現在の規模のまま継続利用することを必須とします。 改修工事期間中の一時閉鎖の期間は最小となるよう提案してください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
164	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	・3階宿泊研修室等について、「市民意見等をもとにした全面改修等を行う」とありますが、入札要項公表時には改修内容は確定するのでしょうか。事業者決定後に市民意見を確認する場合は、提案時点で整備費用を決めることは困難であるため、内容が決まった時点で費用を積算し調整するという理解でよろしいでしょうか。市民意見を確認方法や時期など想定があればご教示頂けますでしょうか。	契約後のパークマネジメント活動業務の中で市民意見等を確認し、計画を決めることになります。整備費用については、想定はある程度変わるものとして、内装材(下地材含む)及び設備機器(配管・配線含む)の全てを更新するものとして積算してください。
165	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	事業費が入札額として固定された中、後から市民意見等の集約反映を行う全て事業者で行うのは現実的ではありません。瑞穂公園シンポジウムにもある様に、貴市の積極的な関与をお願いいたします。市民意見反映型の宿泊棟改修を別事業に切り分ける、市民意見集約を貴市が行って追加業務として事業者が発注頂くなど、具体的な対応方法を入札公告までに明示頂けますでしょうか。	No.164の回答を参照ください。
166	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	市民意見等をもとにした全面改修等、とありますが事業者からの提案は不要ですか。また、市民意見はどのような形でいつ頃募る想定ですか。	No.164の回答を参照ください。
167	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	市民意見等をもとにした全面改修とありますが、市民意見等とはすでに集約されたものがあるのでしょうか。もしくは事業者選定後に市民意見のヒアリングが行われるのでしょうか。市民意見がまとまっていない中で、事業者が整備内容を確定し、コストを算定することは困難です。	No.164の回答を参照ください。
168	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	市民意見等が事業者選定後に集約される場合、3階宿泊研修室の改修提案は今回提案するのでしょうか。	No.164の回答を参照ください。
169	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	「3階宿泊研修室等について、市民意見等をもとにした全面改修等を行う。」とあるが、市民意見等の要求に関する資料の明示が無ければ、どのような改修をすべきか分かりかねるため、全面改修を行う上での要求水準をお示しいただけますでしょうか。	No.164の回答を参照ください。
170	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	「研修室等」は研修室以外にある場合具体的に明示してください。「市民意見等」「全面改修等」の「等」についても同様です。	「宿泊研修室等」宿泊研修室のある3階の諸室全て及び1階旧食堂を想定しています。 「市民意見等」は市民や各団体を想定しています。 「全面改修等」は市民意見等を踏まえた全面改修や一部改修を想定しています。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
171	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	「全面改修等を行う」とありますが、「等」は何を意味するのでしょうか。 また市民意見等により全面改修等は不要と判断された場合は何も手を加えないで良いということになるのでしょうか。 (入札価格に影響するため改修内容は予め定めて頂くのが望ましいと考えます)	No.164および170の回答を参照ください。
172	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	「継続利用しながら」とありますが、改修を行う上で必要最低限の機能停止は許容されるという理解で宜しいでしょうか。	協議によります。
173	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	イ	(ア)	宿泊研修棟	実施方針P38のリスク分担に「施設の契約不適合リスク」が記載されており、事業者の整備した箇所は事業者負担となっております。 宿泊施設については、①3階宿泊研修施設、②1Fエントランスホール天井及びトップライトの漏水及び結露対策、③屋上及び屋根部分の防水層の更新についてのみ事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者が整備した箇所が対象となります。
174	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	ア	(ア) (イ)	宿泊研修棟	宿泊研修棟の改修および修繕・更新を行う業務要求水準となっていますが、その内容(改修の対象および内容、修繕・更新の対象および内容)は、「イ.整備内容(ア)～(エ)」以外には発生しないという認識でよろしいでしょうか。 もしも、上記の「イ.整備内容(ア)～(エ)」以外に改修および修繕・更新を行う、対象および内容があるのであれば、明確にご教示願います。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	ア	(イ)	宿泊研修棟	宿泊研修棟の「劣化部分の修繕・更新を図る。」とありますが、修繕及び更新業務の見積を作成するために、対象施設の図面、更新・修繕の履歴、現在の劣化状況を示す資料の開示を頂けませんでしょうか。	提供可能な資料については、入札説明書等に示します。
176	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)	ア	(イ)	宿泊研修棟	「劣化部分の修繕・更新を図る」とあるのは、イ整備内容の(ウ)、(エ)の整備を示すものであって、その他には要求水準の条件としては要求されていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書(案)	63	第4	2	(1)			宿泊研修棟	宿泊研修棟の全面改修等については、継続利用しながらを前提とした用途変更を伴う改修工事も可でしょうか。	可能です。
178	要求水準書(案)	63	第4	2	(2)	イ	(ア)	屋外トイレ	「提案により店舗等の併設も可能とする」旨記載がありますが、この扱いはP137の「(オ)その他指定管理者の提案により実施する事業」に該当するの、P138の「イ民間収益施設を設置して実施することができる業務」に該当するのどちらでしょうか。 なお前者の場合、施設整備に係る費用は本事業の施設整備関連費に含めることができると理解してよろしいでしょうか。	「イ民間収益施設を設置して実施することができる業務」に該当します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
179	要求水準書(案)	63	第4	2	(2)	イ	(ア)	屋外トイレ	「なお、提案により店舗等の併設も可能とする」とありますが、店舗等とは要求水準書(案)P.138 第10 2(2)イにある民間収益施設と同一の理解でよろしいでしょうか。	No.178の回答を参照ください。
180	要求水準書(案)	63	第4	2	(2)	イ	(ア)	屋外トイレ	P64に記載のある休養施設と内容が重複しているように感じますが、違いをご教示頂けますでしょうか。	同一の施設を想定していますが、別の施設として提案することも可能です。
181	要求水準書(案)	64	第4	2	(4)	ア	(ア)	休養施設	「南児童園等に計画する」とありますが、p63(2)屋内トイレに記載のある「50㎡以上の屋根付き休憩所…」とは別に設置するということでしょうか。別に設置するのであれば「南児童園等」を示す範囲をご教示ください。	同一の施設を想定していますが、別の施設として提案することも可能です。別に設置する場合は、南児童園の他、利用状況を勘案して、公園内の条件を満たす場所に提案することも可能です。
182	要求水準書(案)	64	第4	2	(4)	ア	(ア)	休養施設	南児童園等とありますが、等という記載は、他の箇所にも設置できるが、南児童園含めて1か所以上で設置することが要求水準という理解で宜しいでしょうか。併せて他の箇所で設置できない箇所をご教示頂けますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、南児童園以外に設置する場合は、利用状況を勘案して、公園内の条件を満たす場所に提案してください。
183	要求水準書(案)	64	第4	2	(4)	イ	(ア)	休養施設	南児童園の他にもう1箇所休養施設を設置する場合、当条件をすべて満たした施設とする必要があるかご教示頂けますでしょうか。	南児童園以外に設ける場合は、周辺に既存トイレがある等の理由により条件を変更することは可能です。なお、利用状況を勘案して、公園内の条件を満たす場所に提案してください。
184	要求水準書(案)	64	第4	2	(4)	イ	(ア)	休養施設	「なお、提案により店舗等の併設も可能とする」とありますが、店舗等とは要求水準書(案)P.138 第10 2(2)イにある民間収益施設と同一の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書(案)	64	第4	2	(5)	イ	(ア)	第1・3・4・5駐車場・臨時駐車場	更新する駐車場管制機器の仕様は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書(案)	64	第4	2	(5)			第1・3・4・5駐車場・臨時駐車場	第1・3・4・5駐車場については、記載の通りの内容と理解致しましたが、第2駐車場においては、要求水準書(案)44頁第3章陸上競技場等にかかる設計要件大項目2陸上競技場にかかる要求水準中小目3諸室・機能にかかる基本要件(4)駐車場関連施設に記載されている内容という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、他駐車場と同様の駐車場管制機器を設置してください。
187	要求水準書(案)	65	第5	2				公園整備施設にかかる要求水準	遊具等の整備計画について市民意見等を集約した上で施設整備を実施することとありますが、市民意見を求める対象は各所に整備する遊具のみという理解でよろしいでしょうか。また、市民意見等を集約した結果として整備費用が想定より増加する場合は精算して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	第10・2・(1)・シ・(ア)のとおりです。ある程度想定が変わるものとし、意見集約の仕組みも含めて提案してください。
188	要求水準書(案)	65	第5	2				公園整備施設にかかる要求水準	市民意見等の集約に際しては、貴市の積極的関与があると理解して宜しいでしょうか。また、市民意見等を集約する方法及び貴市の関与について具体的なお考えをご教示頂けますでしょうか。	市民、事業者、市が一体となって公園づくりを行うことを想定しています。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
189	要求水準書(案)	65	第5	2	(1)	ア	(ア)(エ)	広場・園路	メイン園路、サブ園路は具体的の公園内のどこを指すのかご教示頂けますでしょうか。	現状の動線を考慮し、提案してください。
190	要求水準書(案)	65	第5	2	(1)	ア	(イ)	広場・園路	メイン園路について、「歩行者、自転車(中略)が利用可能な幅員を確保し」とありますが、記載の利用者が同時にすれ違うことが出来る幅員を確保することは不可能ですので、最低限必要な幅員をお示し頂けないでしょうか。	ジョギングコースや緑陰の散歩道など、エリア毎の現状の利用状況、運営形態を踏まえ提案してください。
191	要求水準書(案)	65	第5	2	(1)	ア	(エ)	広場・園路	サブ園路について、「歩行者、自転車(中略)が利用可能な幅員を確保する」とありますが、記載の利用者が同時にすれ違うことが出来る幅員を確保することは不可能ですので、最低限必要な幅員をお示し頂けないでしょうか。	No.190の回答を参照ください。
192	要求水準書(案)	65	第5	2	(1)	ア	(カ)	広場・園路	「周辺道路への交通渋滞などの影響が生じない滞留スペースの確保」とありますが、例えば駐車場の管制ゲート手前に十分な滞留スペースを設けるということを指していますでしょうか。	交通渋滞の低減の手法を提案してください。
193	要求水準書(案)	65	第5	2	(1)	ア	(キ)	広場・園路	園路は「管理用車両、緊急用車両の通行も可能とすること」とありますが、メイン園路・サブ園路ともに車両の通行可能が必要でしょうか。	管理車両、緊急車両の通行を可能としてください。少なくとも園内の各所へ緊急車両が入れるようにしてください。
194	要求水準書(案)	65	第5	2	(1)	ア	(キ)	広場・園路	管理用車両、緊急用車両の通行も可能とすることとありますが、最大車両サイズ、最大車両重量をご教示ください。	メンテナンスを想定し、維持管理車両が通行可能な構造としてください。
195	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	イ	(キ)	植栽	認識の齟齬を避けるために、公園のランドマークとなっている既存樹木をご教示頂けますでしょうか。	基本的には既存緑地を可能な限り保全する共に、新たな緑地の整備や施設の緑化に努めてください。
196	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	イ	(キ)	植栽	「公園のランドマークとなっている既存樹木」とありますが、具体的にどの樹木を指すのかご教示願います。	No.195の回答を参照ください。
197	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	イ	(キ)	植栽	「公園のランドマークとなっている既存樹木」は入札公告時に指示されるのでしょうか。	No.195の回答を参照ください。
198	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	イ	(ク)	植栽	認識の齟齬を避けるために、公園内で緑陰を形成している樹林をご教示頂けますでしょうか。	No.195の回答を参照ください。
199	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	イ	(ケ)	植栽	認識の齟齬を避けるために、見通しを阻害している植栽をご教示頂けますでしょうか。	提案をもとに協議とします。
200	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	エ	(ウ)	遊戯施設	高難度系遊具の具体的な基準をご教示頂けますでしょうか。また、「原則設置しない」の記載は条件をクリアすれば設置できるという解釈で宜しいでしょうか。	高難度系遊具は一般社団法人日本公園施設業協会が定める「遊具の安全に関する規準」を満足する遊具となります。設置の可否については、本市と協議の上、決定することになります。
201	要求水準書(案)	66	第5	2	(1)	エ	(ウ)	遊戯施設	「高難度系遊具」について、要件を明確にご教示お願いいたします。	No.200の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
202	要求水準書(案)	67	第5	2	(1)	エ	(ケ)	遊戯施設	「遊具については、各児童園の規模に合わせて計画を複数提案し、市との協議及び市民意見を踏まえて設置すること。」とありますが、提案後に変更の可能性が発生する場合、施設整備費や維持管理費、修繕費に増減が発生する可能性があります。増額となった場合貴市から追加で費用をいただけるという認識で宜しいでしょうか。	想定はある程度変わるものとして、意見集約の仕組みも含め提案してください。
203	要求水準書(案)	67	第5	2	(1)	エ	(ケ)	遊戯施設	遊具については、貴市との協議及び市民意見を踏まえたうえで、事業者が複数提案した計画から選択できるという理解でよろしいでしょうか。 また、貴市との協議及び市民意見を踏まえた結果として、遊具の設置計画が提案した内容から大きく変更になり費用が増加する場合は精算して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No.202の回答を参照ください。
204	要求水準書(案)	67	第5	2	(1)	エ	(ケ)	遊戯施設	市民意見の取り纏めは貴市で行うという理解で宜しいでしょうか。	パークマネジメント活動業務に列挙したものについて、事業者の提案のもと、市と連携・協力して行うことになります。
205	要求水準書(案)	67	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス機能 共通事項	瑞穂2号墳・下内田貝塚・瑞穂グランド遺跡の位置及び範囲は、どの資料で確認すればよろしいでしょうか。	名古屋市遺跡分布図(瑞穂区)で確認することができます。教育委員会文化財保護室(本庁舎5階)、市民情報センター(西庁舎1階)等で閲覧することができるほか、市民情報センターで購入することもできます。
206	要求水準書(案)	67	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス機能 共通事項	(b)説明版について「多言語の翻訳については、必ずネイティブチェックを行うこと」とありますが、その下に「学芸員が主として原稿作成を行う」とあります。学芸員が作成した原稿を事業者がネイティブチェックを行う、という理解でよろしいでしょうか。	学芸員が作成した日本語の原稿を、事業者において、翻訳およびネイティブチェックを行うということです。
207	要求水準書(案)	68	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス機能 共通事項	学芸員との協議が難航し事業スケジュールの遅延が生じた場合には、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	スケジュールの進行管理を厳格に行うこと、および事業者の提案に対する協議期間を適切に確保することにより、スケジュールの遅延を生じさせることはないと考えています。したがって本市の負担はないものと考えます。
208	要求水準書(案)	68	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス機能 共通事項	学芸員との協議により設計変更が発生しコストが増加した場合には、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の積極的な提案に基づき、学芸員や文化庁、有識者との協議を踏まえ、設計・施工を進めるもので、当初に事業者が見込む費用に対して、途中段階においてコストが増加することは想定していません。
209	要求水準書(案)	68	第5	2	(1)	カ	(ア)	史跡ガイダンス機能 共通事項	文化財保護学芸員、文化庁、有識者の具体的窓口をご教示頂けますでしょうか。	事業契約後に事業者に開示するものとなるため、本質問にはお答えできません。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
210	要求水準書(案)	67	第5	2	(1)	力	(ウ) (エ) (ケ)	史跡広場の整備他	史跡広場、立体模型の設置、展望デッキ、展示施設などのスペースは、添付資料6「諸室機能図」、添付資料7「要求事項一覧」に記載がありません。要求水準をお示ください。また、史跡ガイダンス機能は陸上競技場と別棟にすることも可能でしょうか。その場合、延床面積等もご教示願います。	要求水準書(案)の史跡ガイダンス機能の整備にかかる内容を満たすとともに、陸上競技場およびその諸室の配置等を踏まえ、史跡ガイダンス機能の各施設の整備に必要な空間の提案を求めます。 また、ガイダンス機能(展示機能)の整備は、陸上競技場内の一部を想定しています。
211	要求水準書(案)	68	第5	2	(1)	力	(ウ)	史跡広場の整備	事業者にて史跡広場の名称を提案した後、最終的な決定は誰がどのような方法で行うのでしょうか。	市民意見等を参考に、最終的には本市が決定することになります。
212	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(ウ)	史跡広場の整備	愛着をもってもらえるような名称は、落れ後の提案で構わないのでしょうか。	事業提案書にお示ください。なお、事業者の提案にもとづき、市民意見等を参考に、最終的には本市が名称を決定します。
213	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(ウ)	史跡広場の整備	「利用者者に愛着を…」は利用者の誤謬でしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(カ)	貝層の平面表示の整備	貝層の平面表示は、屋外に設置しても構わないという理解でよろしいでしょうか。	史跡指定地に整備する計画となっていることから、屋外での設置となります。
215	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(カ)	貝層の平面表示の整備	発掘調査で検出された貝層の位置を図面等でご教示頂けますでしょうか。	現段階で発掘調査はまだ行っておりませんが、参考資料9「埋蔵文化財範囲図」に示す史跡大曲輪貝塚及び追加指定候補地の範囲内となります。
216	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(キ)	立体模型の製作・設置	「地形の立体模型を製作・設置すること」とありますが、設置場所は屋外を想定されていますでしょうか。また、模型の規模や使用材質は提案に一任されるという理解で宜しいでしょうか。	設置場所は屋外に限定されるものではありません。また、立体模型の規模・材質については事業者による提案を求めます。
217	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(キ)	立体模型の製作・設置	立体模型は、屋外に設置しても構わないという理解でよろしいでしょうか。	屋外に設置いただいても構いません。
218	要求水準書(案)	69	第5	2	(1)	力	(キ)	立体模型の製作・設置	a「地形の立体模型を製作・設置」とありますが、立体模型の大きさなどに制約はありますでしょうか。	事業者による提案を求めます。
219	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(ク)	説明板・総合案内板・案内板の製作・設置	B29墜落跡の位置はどの資料で確認すればよろしいでしょうか。	東児童園南東角付近とされています。
220	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	屋内への展示を想定されていますか。設置場所はどのあたりを想定されていますか。競技場内、既存施設内での展示も可能でしょうか。具体的な規模要件の記述がありませんので、提案に一任されるという理解で宜しいでしょうか。	陸上競技場内の屋内での展示を想定しています。要求水準書(案)のガイダンス機能の整備にかかる内容を満たすとともに、陸上競技場諸室の配置等を踏まえ、ガイダンス機能の整備に必要な空間の提案を求めます。
221	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	ガイダンス機能の展示の想定されている位置があればご教示ください。	No.220の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
222	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	整備するガイダンス機能(展示機能)について、要求水準書記載事項以外で、規則や制限、仕様等はあるのでしょうか。例えば、PFIで整備予定の宿泊施設内に設置してもよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)の記載事項を遵守しつつ、事業者の提案に基づき、今後の学芸員との協議、文化庁及び有識者の指導を踏まえ、整備していくこととなります。なお、宿泊施設内に設置することは想定していません。
223	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品等の展示について、想定面積をご教示ください。	要求水準書(案)に記載の事項を満たし、かつ配置可能な面積を事業者の提案に求めます。
224	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	展示機能に必要なとされるスペースの想定面積をご教示願います。	No.223の回答を参照ください。
225	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品等の展示について、展示室は有人、無人どちらの想定でしょうか。	事業者の提案に基づき、今後の学芸員との協議、文化庁及び有識者の指導を踏まえ、最終的には決定していくことになりますが、現段階では無人を想定しています。ただし、ガイダンス機能の展示品、展示設備に異常がないか、巡視及び防犯カメラによる監視を行うことを想定しています。
226	要求水準書(案)	70	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	展示品等について、入場者を制限するゲート等を設ける必要はなく、誰でも無料で見学できるものと理解してよろしいでしょうか。	現段階ではガイダンス機能(展示機能)の観覧は無料を想定しています。ただし、観覧者の人数を制限するための設備やスペース等を設けるのかどうかは、今後の事業者による提案と学芸員等との協議の対象とします。
227	要求水準書(案)	71	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	h「躯体部分等の工事ににより」とありますが、どの施設の躯体部分等の工事でしょうか。	ガイダンス機能(展示機能)を整備する場所の躯体部分等の工事を指します。躯体部分等の工事にによりアンモニア等のガスが発生し、ガイダンス機能の展示資料等に悪影響を与えないよう、ガスの発生を抑える等の適切な対応が必要になるものと考えています。
228	要求水準書(案)	72	第5	2	(1)	力	(コ)	ガイダンス機能の整備	o「展示構成の変更や展示品の入れ替え・追加が容易にできる展示計画・仕様・設備とすること」とありますが、展示品の入れ替え等、展示スペースの運営は、貴市で行われると考えてよろしいでしょうか。	展示品そのものに触れる業務は、本市教育委員会が行います。展示スペースの運営は含まれています。要求水準書(案)を修正します。
229	要求水準書(案)	73	第5	2	(1)	ク	(ア)	園路	公園のメイン園路は5lx以上を確保しとありますが、平均照度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	要求水準書(案)	73	第5	2	(1)	ク	(イ)	インフラ	既存のガスの公園での利用用途をお示しください。	既存施設への引込みがあり、空調及び一般利用しております。
231	要求水準書(案)	73	第5	2	(1)	ケ	(ア)	駐輪場	「合理的な台数の駐輪場」とありますが、現在の瑞穂公園の利用状況などの参考資料等をご提示いただけますでしょうか。	常設の駐輪場は陸上競技場に50台程度、屋外プール前に40台程度、レクリエーション広場に30台程度を確保しています。ただし、イベント開催時は山崎川沿い、多目的広場、やまももの丘周辺などが臨時的駐輪場となっています。常時やイベント開催時の状況を鑑み、合理的な台数の駐輪場を提案してください。
232	要求水準書(案)	73	第5	2	(1)	ケ		駐輪場	既存の台数をお示しください。	No.231の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
233	要求水準書(案)	74	第5	2	(1)	コ	(キ)	その他	イベント計画については設計要件ではなく運営業務での要求事項のように思います。イベント開催における広場等の設置という認識でしょうか。 要求水準を再度整理頂けますでしょうか。	整備と運営を一体として実施することを趣旨とする事業ですので、運営を考慮した設計の実施を求めるものです。
234	要求水準書(案)	74	第5	2	(1)	コ	(キ)	その他	市民の健康増進のためイベント計画を提案し、イベント開催に必要な広場等についてはイベント参加人数に応じた規模を各所で確保することとありますが、このイベント計画とは、P97第10維持管理運営業務に関する事項1(2) ア e講座、教室等の実施に含まれるのでしょうか、ご教示ください。	No.233の回答を参照ください。
235	要求水準書(案)	74	第5	2	(2)	ア		緑陰広場	陸上競技場の外壁は、緑陰広場の樹木からどの程度(何m)離せばよろしいでしょうか。仮に当該距離が保てない場合、その確保のため、樹木を伐採したり、樹木の枝を剪定することは許容されると考えてよろしいでしょうか。	緑陰広場については、可能な限り既存の状態を残すように計画して下さい。
236	要求水準書(案)	74	第5	2	(2)	ア		緑陰広場	緑陰広場の既存高木をできるだけ保存するとのことですが、既存樹木位置がわかる測量図データ等があればご提供ください。	既存樹木位置がわかる測量図はありません。
237	要求水準書(案)	75	第5	2	(2)	オ	(ア)	南児童園	貴市が行う発掘調査の具体的なスケジュールは公告時までにご教示頂けますでしょうか	事業者による南児童園の整備時期に同調して行う予定をしています。
238	要求水準書(案)	75	第5	2	(2)	オ	(ウ)	南児童園	「既存遊具は適宜処分又は移設すること」とありますが、既存遊具の詳細内容(品名・仕様、経過年数、修繕履歴)をご教示願います。	入札説明書等に示します。
239	要求水準書(案)	75	第5	2	(2)	オ	(ウ)	南児童園	貴市の指定するものは存置とのことですが、具体的にどれでしょうか。	入札説明書等に示します。
240	要求水準書(案)	75	第5	2	(2)	オ	(ウ)	南児童園	存置する遊具施設をお示しください。	入札説明書等に示します。
241	要求水準書(案)	76	第5	2	(2)	オ	(エ)	南児童園	「提案により店舗等の併設も可能とする」とありますが、オ南児童園以外のア～セについては、店舗等の設置は不可という考え方でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。
242	要求水準書(案)	76	第5	2	(2)	ク		水の広場	水の広場という名称は残るのでしょうか。撤去して広場にすることを提案は可能でしょうか。	広場にすること、名称も含めて提案してください。
243	要求水準書(案)	76	第5	2	(2)	ケ	(イ)	松並木散策路	認識の齟齬を避けるために、公園のランドマークとなっている既存樹木をご教示頂けますでしょうか。	No.195の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
244	要求水準書(案)	77	第5	2	(2)	コ		施設用地(整地)	整地後の暫定利用の期間やアジア競技大会時の活用方法などについて想定がありましたらご教示頂けますでしょうか。また、民間収益施設の整備は可能という理解でよろしいでしょうか。その場合、民間収益施設は少なくとも令和3年4月1日～令和23年3月末まで共用することとされていることから、アジア競技大会期間中にも施設が存在することになりますが問題ないという理解でよろしいでしょうか。	施設用地はアジア競技大会後に本市による別途施設の整備を計画しているため、それまでの間の暫定利用となります。施設用地における活用方法は別途提案を求めることを予定しています。
245	要求水準書(案)	77	第5	2	(2)	サ シ ス		・市道萩山町第14号 ・市道山崎川右岸線第2号 ・山崎川散策路	廃道は貴市で行う理解で宜しいでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
246	要求水準書(案)	77	第5	2	(2)	ス		山崎川散策路	山崎川散策路の場所(範囲)を具体的に図示頂けますでしょうか。	入札説明書等に応じます。
247	要求水準書(案)	77	第5	2	(2)	セ		その他の施設(やまもの丘他)	景観改修はすることは必須の要求水準ではない、という理解で宜しいでしょうか。「他」というのは公園全体を示していると理解しますが、改修をしてはいけないうちを教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、マスタープランに示すとおり、都市の中のまとまりある緑として「緑の拠点」を保全することとしているため、その考えに基づき提案してください。
248	要求水準書(案)	79	第6	1	(5)	ウ	(ア)	業務報告書	設計業務の業務報告書は、「年次業務報告書」のみ、との理解でよろしいでしょうか。	設計業務の業務報告書は基本設計完了時、実施設計完了時及び各年次に必要と考えます。
249	要求水準書(案)	79	第6	2	(1)			事前調査業務(設計)	現況調査、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任において必要な時期に適切な内容で行うとありますが、既に実施されている調査の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	提供可能な資料については、入札説明書等に応じます。
250	要求水準書(案)	79	第6	2	(2)	ア	(イ)	業務の実施	設計変更に関しては、設計段階(例えば実施設計納品後の設計変更指示)によっては設計変更作業による設計フィーがかかりますので、この点は費用変更に関する協議を頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	エ	(イ)	積算業務	「a請負代金内訳書(金入)、b請負代金内訳書(金抜)、c参考見積を徴収した場合は参考見積書」と、P.93の第9建設業務に関する事項 2(2)(ア)r(c)記載の「請負代金内訳書(金入)、請負代金内訳書(金抜)、参考見積を徴収した場合は参考見積書」は、同じものと理解してよろしいでしょうか。	設計時と建設時で時点が異なります。
252	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	エ		積算業務	実施設計完了時に作成する請負代金内訳書は、要求水準書(案)92項-第9章-2-(2)-ア-ア(ア)-rにありますが請負代金内訳書と同一のものとの理解でよろしいでしょうか。	No.251の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
253	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	エ		積算業務	RIBC2に基づく内訳書の提示は条件とされないで頂けませんでしょうか。当内訳書を作成するだけで、積算費用が大幅に増大するため、コストアップにつながり、貴市の考えるコスト低減の方針と逆行するものと考えます。従来発注と異なりPFIは性能発注なので、当業務は除外頂きたいお願いいたします。	ご意見として承ります。
254	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	エ		積算業務	請負代金内訳書は実施設計完了時に作成の上、提出することよろしいでしょうか。基本設計業務については、提案内容についての変更協議が存在し、そのうえで提案価格内に納まるかどうかを判断することになります。その見込みが市と事業者間で合意された後に実施設計へ移行することになりますので、基本設計完了時点で実施する積算行為は概算でしかなく、内訳書の作成は物理的に不可能です。	実施設計時に提出いただくレベルのものまでは求めませんが、基本設計時にも内訳書を提出いただきます。
255	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	エ		積算業務	事業者にて参考見積を徴収しなかった場合、当然に参考見積の用意は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合は別途積算根拠を提出していただきます。
256	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	市が選定した団体等の団体数はおおよそいくつくらいになり、また、それぞれの想定回数をご教授ください。設計と施工段階のそれぞれをお教えてください。	5団体程度を想定しています。具体的な回数は想定していませんが、適宜実施する予定です。
257	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	市が選定した高齢者、障害者、子育てに関わる団体等に対して、整備業務に関わる意見等のヒアリングを実施することとありますが、回数や人数、交通費の負担範囲をご教示ください。	No.256の回答を参照ください。
258	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	市が指定する競技団体に対して、整備事業に関わる意見等のヒアリングを実施すること。また、意見交換、ワークショップ等を開催することとありますが、回数や人数、交通費の負担範囲をご教示ください。	No.256の回答を参照ください。
259	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	各種団体等は、貴市が選定されるとなっておりますが、費用想定のため、団体数及び参加者数の目安をご教示願います。	No.256の回答を参照ください。
260	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	設計施工段階において、市が指定した高齢者、障がい者、子育てに関わる団体等に対して、整備業務に関わる意見等のヒアリングを実施することとありますが、市が指定する団体とは、事業者決定後に指定されるという理解でよろしいでしょうか。また団体数、実施回数等具体的な想定をご教示ください。	前段については、貴見の通りです。後段については、No.256の回答を参照ください。
261	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	「市が選定した高齢者、障害者、子育てに関わる団体等」はいつ公表されますでしょうか。	契約後、事業者に示します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
262	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(ア)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	「有識者への旅費の支払い」とありますが、有識者は貴市が選定されるのでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
263	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	(イ)	各種団体等とのワークショップ等実施業務	ワークショップで各種団体等の意見を設計に反映した結果、追加費用が生じる場合は、貴市でご負担いただけますでしょうか。	ある程度想定が変わるものとして提案してください。
264	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	力	各種団体等・競技団体とのワークショップ等実施業務	ワークショップ等で得られた意見集約による変更項目は、新たな貴市要望の設計変更とし、事業費の増減対象との理解でよろしいでしょうか。	No.263の回答を参照ください。
265	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	力	各種団体等・競技団体とのワークショップ等実施業務	意見交換、ワークショップ等の開催にあたり、有識者への旅費の支払いについて事業者負担となっていますが、人数や回数等が想定し難いことから、市の負担としていただけますでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
266	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力		競技団体とのワークショップ等実施業務	ワークショップで得られた意見などを集約するに際し、事業者の入札コストとの兼ね合いが難しいため、上限金額の範囲内でコストコントロールをするという対応をするという理解で宜しいでしょうか。	No.263の回答を参照ください。
267	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力		競技団体とのワークショップ等実施業務	ワークショップで競技団体の意見を設計に反映した結果、追加費用が生じる場合は、貴市でご負担いただけますでしょうか。	No.263の回答を参照ください。
268	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	力	各種団体等・競技団体とのワークショップ等実施業務	各種団体の想定、団体数、ワークショップ等の開催頻度について具体的な想定があればご教示頂けますでしょうか。また、各種団体との日程調整等は貴市にて行う理解で宜しいでしょうか。瑞穂公園シンポジウムで語られる、貴市の具体的な関わり方をご教示願います。	各種団体等については、No.256の回答を参照ください。競技団体については、3団体程度、月に2回程度の定例的なヒアリングの実施を想定しています。市民、事業者、市が一体となって公園づくりを行うことを想定しています。
269	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	オ	力	各種団体等・競技団体とのワークショップ等実施業務	想定されるの団体数をお知らせください。	No.268の回答を参照ください。
270	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力		競技団体とのワークショップ等実施業務	質問6同様、事業者決定後に指定されるという理解でよろしいでしょうか。また団体数、実施回数等具体的な想定をご教示ください。	前段については、貴見の通りです。後段については、No.268の回答を参照ください。
271	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力		競技団体とのワークショップ等実施業務	競技団体は、貴市が指定されるとなっておりますが、費用想定のため、団体数及び参加者数の目安をご教示願います。	No.268の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
272	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力		競技団体とのワークショップ等実施業務	想定されている団体等の数及び想定されているワークショップ回数をご提示願います。	No.268の回答を参照ください。
273	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力	(ア)	競技団体とのワークショップ等実施業務	市が指定する協議団体はおおよそいくつくらいになり、また、それぞれの想定の回数をご教授ください。設計と施工段階のそれぞれを教えてください。	No.268の回答を参照ください。
274	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力	(ア)	競技団体等とのワークショップ等実施業務	「市が指定する競技団体」はいつ公表されますでしょうか。	契約後、事業者に示します。
275	要求水準書(案)	80	第6	2	(2)	力	(ア)	競技団体等とのワークショップ等実施業務	「有識者への旅費の支払い」とありますが、有識者は市が選定するのでしょうか。	No.262の回答を参照ください。
276	要求水準書(案)	82	第7	1	(5)	ア		総則 その他	ここでいう総括責任者とP108で要求されている総括責任者は同義でしょうか。	工事監理における総括責任者は、維持管理運営時における総括責任者は別の者です。要求水準書(案)を修正します。
277	要求水準書(案)	83	第7	2	(1)	ア		工事監理業務	監理は非常駐という理解で宜しいでしょうか。	施工規模や文化財の特性、監理者としての安全確認の観点から監理者は常駐としてください。
278	要求水準書(案)	83	第7	2	(1)	ア	(イ)	工事監理業務	工事監理者には設計担当と異なる者を配置することの主旨をお示しください。	新たな目線でも設計趣旨を確認することを求めているためです。要求水準書(案)の内容の修正を検討します。
279	要求水準書(案)	83	第7	2	(1)	ア	(ウ)	工事監理業務	要求水準書(案)P.80設計業務は「国土交通省告示第98号に定められた標準業務を行う」となっています。一方、工事監理業務は「国土交通省告示第十五号に定められた標準業務」となっていますが、設計業務と同様に国土交通省告示第98号に定められた標準業務ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
280	要求水準書(案)	83	第7	2	(1)	ア	(ウ)	工事監理業務	国土交通省告示第15号は令和2年1月に廃止されているため、国土交通省告示第98号 別添一第2項が正しいという理解でよろしいでしょうか。	No.279の回答を参照ください。
281	要求水準書(案)	83	第7	2	(1)	ア	(ウ)	工事監理業務	工事監理業務内容は、国土交通省告示第十五号 別添1 2項に定められたとありますが、告示九十八号と読み替えてよろしいでしょうか。	No.279の回答を参照ください。
282	要求水準書(案)	86	第8	1	(6)	ア	(エ)	完成図書	提出時の体裁、部数等については常識の範囲内にて指示があると解釈しますが、大まかな想定をご教示頂けますでしょうか。	添付資料12に示す内容を想定しています。
283	要求水準書(案)	86	第8	1	(6)	ア	(エ)	完成図書	「提出時の体裁、部数等については、別途、市の指示に従うところとする。」とありますが、添付資料12「解体・撤去業務提出図書一覧」に既に示されております。こちらを正と理解して宜しいでしょうか。	No.282の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
284	要求水準書(案)	86	第8	2	(1)			解体撤去に係る事前調査業務	家屋調査の範囲は、貴市の条例に基づく範囲内の対応と理解しますが、特別に対応すべき対象があれば事前にご教示頂けますでしょうか。	特にありません。
285	要求水準書(案)	87	第8	2	(2)		(ウ)	解体撤去に係る設計業務	事業者にて参考見積を徴収しなかった場合、当然に参考見積の用意は不要という理解で宜しいでしょうか。	No.255の回答を参照ください。
286	要求水準書(案)	87	第8	2	(3)	イ		解体・撤去工事業務	事業範囲内の埋設配管及び升等についても全て撤去とあるのは、建築物の新設等により利用をしなくなった埋設配管及び升等を指しているという理解でよろしいでしょうか。埋設配管と升等の数量、位置をご提示ください。	使用されていた配管および升等については、全て撤去してください。数量や位置については、参考資料5および6と現地確認にてご判断ください。
287	要求水準書(案)	87	第8	2	(3)	カ		解体・撤去工事業務	「建設業務に当たる者が構成員又は協力企業の第三者に下請又は委託を行った場合」とありますが、「建設業務に当たる者」は構成員又は協力企業(「協力会社」ではないでしょうか。)と考えます。従って、「建設業務に当たる者である構成員又は協力会社が第三者に下請又は委託を行った場合」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
288	要求水準書(案)	87	第8	2	(3)	シ		解体・撤去工事業務	新規に遺跡を発見した場合、文化財対応で工事工程に影響が出来ることと思われます。その際の費用増加リスクは貴市の負担という理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
289	要求水準書(案)	87	第8	2	(3)	ス		解体・撤去工事業務	埋蔵文化財の試掘調査は、リスク分担上、貴市にて実施すべき業務と考えられます。この業務を事業者が実施としている理由をお示しください。	既存施設撤去工事に際し、埋蔵文化財に影響を与えないよう事前に位置関係等を把握するため、本市学芸員の監督・立会いのもと実施します。
290	要求水準書(案)	87	第8	2	(3)	セ		解体・撤去工事業務	出土品等の対応は想定不可なため、事業費に見込むことができません。対応発生時には費用増加分を貴市に負担協議頂く理解で宜しいでしょうか。	実施方針別紙2 リスク分担表の「用地の契約不適合リスク」の埋蔵文化財にあたり、市の負担となります。
291	要求水準書(案)	88	第8	2	(3)	ソ		解体・撤去工事業務	参考資料6に示される資料より解体撤去内容が変更となった場合には、別途貴市にてご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	参考資料6に示す資料は参考です。現地確認した上で解体・撤去してください。
292	要求水準書(案)	88	第8	2	(3)	ツ		解体・撤去工事業務	「PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について調査を行い、関係法令を遵守し、適切な処理保管方法について提案すること」との記述があります。「PCB特別措置法」では、PCB使用電気機器の処理及び保管については、所有者自らが資格を持った処理業者に委託契約して行う義務があるとされており、貴市が行うことが適切と考えます。	原案のとおりとします。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
293	要求水準書(案)	88	第8	2	(3)	ツ		解体・撤去工事業務	PCB処理費用について、合理的に想定されてる誤差の範囲を超えたものがある場合、別途貴市が負担するとされています。 「PCB特別措置法」では、PCB使用電気機器の処理及び保管については、所有者自らが資格を持った処理業者に委託契約して行う義務があるとされており、貴市が全額負担することが適切と考えます。	原案のとおりとします。
294	要求水準書(案)	88	第8	2	(5)	ア		セルフモニタリング業務	「工程表及び業務計画書を市に提出し」とありますが、これらは、85頁記載の1(6)ア(ア)及び(イ)で提出するものと同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	要求水準書(案)	88	第8	2	(6)			その他解体・撤去において必要な業務	必要であると考えられる業務の定義は、提案書に事業者が記述する内容に限るという理解で宜しいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
296	要求水準書(案)	89	第9	1	(4)	ア		実施体制	意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者は兼務してもよろしいでしょうか。	施工規模や文化財の特性、監理者としての安全確認の観点から兼務は難しいと考えているため、専門別の主任技術者の配置を求めています。
297	要求水準書(案)	89	第9	1	(4)	ウ		実施体制	実績要件は求められないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出してください。
298	要求水準書(案)	91	第9	1	(6)	ア	(ウ)	完成図書	「提出時の体裁、部数等については、別途、貴市の指示に従うところとする。」とありますが、添付資料13「建設業務提出図書一覧」に既に示されており。こちらを正と理解して宜しいでしょうか。	添付資料13に示す内容を想定しています。
299	要求水準書(案)	91	第9	2	(1)			寄付品等移設業務	移設・保管に係る費用は、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者負担です。
300	要求水準書(案)	91	第9	2	(2)	ア	(ア)	建設工事	「建設業務に当たる者が構成員又は協力企業の第三者に下請又は委託を行った場合」とありますが、「建設業務にあたる者」は構成員又は協力企業(「協力会社」ではないでしょうか。)と考えます。従って、「建設業務に当たる者である構成員又は協力会社が第三者に下請又は委託を行った場合」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
301	要求水準書(案)	91	第9	2	(2)	ア	(ア)	建設工事	cの文章は、建設業務にあたる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請け又は委託を行った場合にはすみやかに貴市に通知するという理解でよろしいでしょうか。	No.300の回答を参照ください。
302	要求水準書(案)	91	第9	2	(2)	ア	(ア)	建設工事	「構成員又は協力企業の第三者」について、構成員・協力企業は第三者に当たらず、構成員・協力企業からの下請・委託先が第三者との理解でよろしいでしょうか。 また、第三者は膨大な量に上るため全てを通知するのは現実的ではないと考えますので、現場事務所に備える施工体制台帳の閲覧をもって代えさせて頂けないでしょうか。	前段については、No.300の回答を参照ください。 後段については、全てではなく、一部を閲覧に代えることは可能とします。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
303	要求水準書(案)	93	第9	2	(2)	ア	(イ) (エ)	中間検査業務	公園整備施設についても中間検査を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	要求水準書(案)	93	第9	2	(2)	ア	(ウ)	シックハウス等における検査業務	「屋内空気中化学物質」の「屋内」は「室内」間違いではないでしょうか 「標準的測定法」は「測定方法」の間違いではないでしょうか	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
305	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	キ ク		備品等の調達及び設置業務	リースとする場合、所有権は貴市に帰属いたしませんか、よろしいでしょうか。	リース調達の場合においては、事業終了時に市は無償にて譲渡を受けることとします。
306	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ク		備品等の調達及び設置業務	リースとする場合、サービス対価は、維持管理運営業務の対価として支払われますでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	要求水準書(案)	94	第9	3	(3)	ク		備品等の調達及び設置業務	市が適切と認められるものはリース等によることができるとありますが、応札・提案前に詳細を確認することは困難と存じます。 諸室要求事項一覧に記載のものは、事業者の任意で基本的にリース調達が可能と考えてよろしいでしょうか。	市が適切と認めるものに限りです。
308	要求水準書(案)	94	第9	3	(3)	ク		備品等の調達及び設置業務	事業終了時の円滑な引継ぎに配慮するよう指示がございますが、リース調達備品については、市による簿価買取とされるお考えでしょうか。	リース調達の場合においては、事業終了時に市は無償にて譲渡を受けることとします。
309	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ケ		備品等の調達及び設置業務	リースとした場合、事業期間終了後の貴市への備品引渡は要求水準を充足している限りにおいて、現状有姿との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	要求水準書(案)	94	第9	3	(3)	サ		備品等の調達及び設置業務	第1～5駐車場管制機器は全てリースとする指示がございます。 当該リース契約は、維持管理運営業務として経費を見込む必要があると想定されるため、当該管制装置設置自体を維持管理運営業務として変更・修正いただけないでしょうか	指定管理料として計上してください。
311	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	サ		備品等の調達及び設置業務	「全てリースとする」とありますが、貴市への請求は維持管理費に含めるという理解でよろしいでしょうか。	指定管理料に含めます。
312	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	「OA機器はリース等により、業務期間中のアップグレードを図る」とあります。OA機器をアップグレードした場合はリース料が高くなりますので、業務期間中は同等品レベルのものをリースし続ける形としていただけますようお願いいたします。	アップグレードを図る計画として下さい。
313	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	「リース等により」とありますが、貴市への請求は維持管理費に含めるという理解でよろしいでしょうか。	指定管理料に含めます。ただし、陸上競技場等の整備に伴って購入する備品は、整備費に含めてください。(購入備品の更新については、第10・1・(4)・コ・(ア)に従い、指定管理料に含めます。)

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
314	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	陸上競技備品について市で調達となっておりますが、事業者が初期調達し更新計画をたてる方が費用面で合理的であると思われるので、事業者による調達に変更していただけないでしょうか。	陸上競技備品は事業者が調達することとし、要求水準書(案)を修正します。
315	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	陸上競技備品「市にて調達及び設置」と記載がございますが、この部分は事業者にて初期投資し更新計画を策定する方が費用面で合理的であると同時に、事業者のノウハウを最大限に引き出すことで、利用者の満足度の向上とVFMの源泉になりえることが期待できることから、公告時に仕様として備品リストをお示しいただき、事業者にて調達するものと変更して頂けないでしょうか。	No.314の回答を参照ください。
316	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	諸室備品、サッカー備品、ラグビー備品、アメリカンフットボール備品について、品目・仕様・数量は、入札公告時にご提示いただけますでしょうか。	諸室備品を除き、入札説明書等 to 示します。
317	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	陸上競技備品は、貴市が調達及び設置するとありますが、事業期間中の更新計画及び備品管理は事業者が実施することから、必要な備品及び仕様・性能は貴市よりお示しのう え、調達及び設置については、事業者として頂けないでしょうか。コスト面も含めて合理的であると考えます。	No.314の回答を参照ください。
318	要求水準書(案)	94	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールの控え選手用のベンチは、共通で使用できる物でよろしいでしょうか、ご教示ください。	入札説明書等 to 示します。
319	要求水準書(案)	94	第9	3	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	サッカー備品、ラグビー備品、アメリカンフットボール備品については必要な備品の種類と数量をご教示していただけますでしょうか。	入札説明書等 to 示します。
320	要求水準書(案)	95	第9	2	(3)	ス		備品等の調達及び設置業務	ラグビー備品及びアメリカンフットボール備品は、既設のラグビー場の倉庫に保管されるのでしょうか。それとも、新築の陸上競技場の倉庫に保管されるのでしょうか。	新築の陸上競技場で使用し、その器具庫に保管します。
321	要求水準書(案)	95	第9	2	(3)	セ		備品等の調達及び設置業務	陸上競技以外の競技備品を事業者が廃棄することになっておりますが、当該備品の所有者が貴市であることから、廃棄物処理法に基づき、貴市が排出事業者として、廃掃法上の許可業者に直接委託いただく必要があるのではないのでしょうか。(SPCは、その性格から、廃掃法上の許可を取得することは不可能と考えます。)	事業者に廃棄物の処理を依頼するものです。
322	要求水準書(案)	95	第9	2	(3)	セ		備品等の調達及び設置業務	一覧表に記載のある「陸上競技備品」のうち、北陸上競技場へ移設する備品のリストを教えてくださいませんか。またその備品以外はすべて破棄されるものとし、事業者が調達するという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	前段については、入札説明書等 to 示します。 後段については、ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
323	要求水準書(案)	95	第9	2	(3)	セ		既存備品等の処分	一覧表に記載のある「陸上競技以外の競技備品」としてサッカーゴール、ラグビーゴールポスト等の大型備品のみ〇とありますが、既存施設に常備されているその他の備品についてはすべて廃棄され、事業者が調達するという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	第9・2・(3)・スのとおりです。
324	要求水準書(案)	95	第9	2	(4)	ウ		開業準備業務	習熟のための研修は、設計施工者から維持管理運営者に対する説明という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	要求水準書(案)	95	第9	2	(4)			開業準備業務	開業に向けて、事前の広報活動や大会等誘致活動、管理運営業務に関する準備等が必要と思慮しますが、当該費用については開業準備業務に係る費用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)	イ		完成式典支援業務	「完成式典は、開業準備期間中に実施すること」とありますが、貴市が主体で実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)			完成式典支援業務	完成式典においては事業者が主催となるのでしょうか、ご教示ください。	No.326の回答を参照ください。
328	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)	ウ		完成式典出席者名簿	完成式典の出席人数について、おおよそ何名程度の式典を想定されているかご教示願います。	300名程度を想定しています。
329	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)	ウ		完成式典支援業務	市が予定している完成記念式典において、想定されている内容・規模・人数など、具体的内容についてどのようにお考えでしょうか。ご指示ください。	No.328の回答を参照ください。
330	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)			完成式典支援業務	出席人数等の規模によっても費用にばらつきが出ますが、どの程度出席人数を想定していますでしょうか。	No.328の回答を参照ください。
331	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)			完成式典支援業務	式典の規模により費用感には大幅に変動するため、具体的な条件(招待者レベル感、人数感、開催日数)をご教示頂けますでしょうか。	No.328の回答を参照ください。
332	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)			完成式典支援業務	市が考える完成式典の出席者は何名くらいの想定になりますでしょうか。係る予算算出が大幅に変動しますのでご教示ください。	No.328の回答を参照ください。
333	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)			完成式典支援業務	必要となる資材及び消耗品などの調達は事業者負担、とありますが、それ以外の式典に関わる費用は貴市の負担と考えてよろしいですか。また、当該業務は建設に関する事項に該当しますか。	費用負担については、ご理解のとおりです。当該業務は、整備費に含めてください。
334	要求水準書(案)	95	第9	2	(5)	ウ		完成式典支援業務	市が予定している完成記念式典においては、「建設工事業務」に区分が分類されておりますが、業務の性格から考えると通常は「維持管理運営業務」に区分されると考えます。従いまして、本件に関しましても、その区分に変更して頂けますでしょうか。	No.333の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
335	要求水準書(案)	96	第9	2	(6)			施設の引渡し業務	本施設について、表示登記は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
336	要求水準書(案)	96	第9	2	(8)			陸上競技場公認等取得業務	公認及び認証にかかる申請について、公民の費用負担をご教示願います。	事業者の業務ですので、要求水準書(案)を修正します。
337	要求水準書(案)	96	第9	2	(8)			陸上競技場公認等取得業務	第1種公認取得およびクラス2認証取得にかかる費用については市の負担という理解でよろしいでしょうか。また、公認の更新業務は、本事業の範囲でしょうか、本事業内の業務でしたらどの業務に該当するかご教示ください。	事業者の業務ですので、要求水準書(案)を修正します。
338	要求水準書(案)	96	第9	2	(8)			陸上競技場公認等取得業務	WA(CLASS2)認証取得については支援業務となっておりますが、貴市が申請手続をし、事業者はその支援をするという理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務ですので、要求水準書(案)を修正します。
339	要求水準書(案)	96	第9	2	(9)	ア		セルフモニタリング業務	「工程表及び業務計画書を市に提出し」とありますが、これらは、90頁記載の1(6)ア(ア)で提出するものと同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	要求水準書(案)	96	第9	2	(10)			その他建設業務において必要な業務	必要であると考えられる業務の定義は、提案書に事業者が記述する内容に限るという理解で宜しいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
341	要求水準書(案)	97	第10	1	(1)			指定管理者の指定	令和3年7月に事業者を指定管理の指定を行う予定とありますが、運営維持管理期間は令和5年4月からのスケジュールになっており、現管理者とどの様に棲み分けを行うのかご教示ください。事業契約の締結と指定管理者の指定は同時期に行うか合わせてご教示ください。	令和5年3月までは、現指定管理者からの引継ぎ期間となります。事業契約の締結と指定管理者の指定は、令和3年6月市会で同時に行う予定です。
342	要求水準書(案)	97	第10	1	(2)			指定管理者が行う業務の内容	実施方針において参加資格要件については「維持管理業務」と「運営業務」として個別の要件が設定されていますが、要求水準書における業務内容の記載では指定管理者が実施する業務ということで必ずしも維持管理業務と運営業務について明確に分けた定義がされていません。維持管理業務と運営業務と明記するのであれば各業務の定義(対象業務)について明示して頂けないでしょうか。	本事業における維持管理業務と運営業務は必ずしも明確に分かれるものではないため、その区分については事業者の提案とします。名古屋スポーツ施設においては、要求水準書(案)第10に定める内容で指定管理者の募集を実施しています。
343	要求水準書(案)	98	第10	1	(2)	ア	(キ)(ク)	緊急時対応に関すること	(ク)は(ケ)に関することではないでしょうか((ク)⇒a、a⇒bとなるのではないのでしょうか)	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
344	要求水準書(案)	98	第10	1	(2)	ア	(シ)	ネーミングライツ導入に関するスポンサーメリット対応業務	スポンサーメリット対応業務は具体的にどのような業務が想定されているでしょうか。	維持管理運営別紙13に示すスポンサーの権利に関する業務の他、電話応答の際に愛称を使用する、印刷物に愛称を入れる、イベント等の主催者に愛称の使用をお願いするなど、ネーミングライツ対象施設であることを意識した運営をしてください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
345	要求水準書(案)	98	第10	1	(2)	イ	(4)	民間収益施設を設置して実施することができる業務	宿泊研修棟について、「市民意見等をもとにした全面改修の検討の結果、収益施設となった場合は、民間収益施設の取扱いに準じる」とありますが、「収益施設となった場合」と「ならない場合」の判断基準及び運用の違いについて、具体的にご教示願います。	宿泊研修棟改修後の施設は、第10・2・(2)・ア・(オ)・aの利用促進施設等にあたるため、当該記載事項を削除します。
346	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)			事業収支に関する事項	事業者の収入については、指定管理料、施設運営収入、自主事業収入とあります。支出内訳毎に対する対価ではない形ですが、物価改定(人件費、光熱水費、業務委託費等)による増減は、提案した経費を基に指定管理料を増減させるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
347	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	指定管理料は市と指定管理者で協議しとありますが、指定管理料は維持管理運営業務にかかる対価と同じ意味合いでしょうか。また協議するとは、毎年度指定管理料の改定が行われることを意図しているのかご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は、入札説明書等に示します。
348	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	指定管理料は要求水準書(案)10頁に記載されております維持管理運営業務にかかる対価とは異なるものという理解でよろしいでしょうか。	No.347の回答を参照ください。
349	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	指定管理料は、維持管理運営業務に係るサービス購入料と同義と理解してよろしいでしょうか。	No.347の回答を参照ください。
350	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	事業収支を策定するのにあたりこれまでの運営実績を開示して頂く必要があります。過去5年分程度の各施設毎の収入と支出をご提示ください。	入札説明書等に示します。ただし、各施設ごとの支出は、データがありません。
351	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	陸上競技場の開業準備期間中に必要となる維持管理業務(法定検査・清掃業務・機器の試運転・負荷試験等)の費用は、貴市予算に含まれておりますでしょうか。また見積書式の提出の際には、令和7年度の「施設の管理運営に要する経費」として計上する形でよろしいでしょうか。	陸上競技場の開業準備期間中に必要となる経費は、整備費に含めてください。
352	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	「自主事業収入の一部を差し引いた額」とは、P.100(4)ウ(カ)に記載の「自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当」、P.101(4)カに記載の「事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付」する額と同じ意味でしょうか。	「自主事業収入の一部を差し引いた額」は、要求水準書(案)第10・1・(4)・ウ・(カ)の「自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当」と同じです。要求水準書(案)第10・1・(4)・カに示す収入とは異なります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
353	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	ア		指定管理料	指定管理料は市と指定管理者で協議し、施設の管理運営に要する経費から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を会計年度毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払うとありますが、「自主事業収入の一部」とは要求水準書(案)P100 ウ 自主事業収入※に記載のある「自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること」を指しているという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	No.352の回答を参照ください。
354	要求水準書(案)	99	第10	1	(4)	イ	(ア)	利用料金収入 b 利用料金の設定	(a)に「利用料金は(中略)指定管理者が市の承認を得て定める」とありますが、基準額の何倍にするかは入札価格に大きく影響します。0.7から1.3の範囲内であれば原則として認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	要求水準書(案)	100	第10	2	(4)	イ	(ア)	利用料金収入 c 共通利用券	(d) 共通利用券の精算は行わないとありますが、購入した施設の収入になるとの認識でよろしいでしょうか。	第10・1・(4)・クのとおりです。
356	要求水準書(案)	100	第10	1	(4)	イ	(イ)	市の施策として実施する教室事業収入	実施する市の施策として教室事業はそれぞれの施設で週に何本ございますでしょうか。	入札説明書等に示します。
357	要求水準書(案)	100	第10	1	(4)	エ		管理運営経費	予算算定において、光熱水費や修繕費などは詳細な情報が必要であると考えます。既存施設の詳細な管理実績等のデータをご教示ください。	No.350の回答を参照ください。
358	要求水準書(案)	100	第10	1	(4)	エ		管理運営経費	予算算定において、光熱水費や修繕費などは詳細な情報が必要であると考えます。既存施設の詳細な管理実績等のデータを提示願います。	No.350の回答を参照ください。
359	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	オ		自主事業に係る費用	「自動販売機などを設置する際に市に支払う貸付料」の考え方を教示願います。	入札説明書等に示します。
360	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	オ		自主事業に係る費用	民間収益施設及び広告掲載に係る経費について市に支払う費用は発生しない認識でよろしいでしょうか。	民間収益施設については、都市公園法第5条の許可に係る使用料が必要です。 広告掲載については、要求水準書(案)第10・2・(2)・ア・(エ)に従ってください。
361	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	オ		自主事業に係る費用	教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金は自主事業に係る経費に含めるとあります。 施設の時間利用延長は自主事業に入ると考えられますが、その際の自主事業に係る経費は、あくまで教室利用時の施設利用料金を計上すればよろしいでしょうか。	施設の時間利用延長は自主事業になります。その際の経費は、運営に係る経費になります。
362	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	カ		市への利用料金等の納付	プロフィットシェアの考え方については入札公告時に示されるのでしょうか。	事業者の運営とは特に関係のない事由による大幅な収入増がある場合を想定しています。詳細は、市との協議になります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
363	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	力		市への利用料金等の納付	「…収入が事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市に納付してもらう場合があります」とありますが、納付に関する基準をご教示願います。	No.362の回答を参照ください。
364	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	力		市への利用料金等の納付	事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を納付してもらう場合があるとありますが、あくまで市に指示に基づき条件が変更(例:利用料金設定の増額等)になった場合であり、それにより収入が増加した場合ということでしょうか。 収入リスクは事業者が負っていますので、超過した場合の収入は事業者にすべて帰属すべきと考えます。	No.362の回答を参照ください。
365	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	力		市への利用料金等の納付	上記イに規定する施設運営収入その他指定管理料の算出根拠となる収入が、事業計画書において見込んだ金額を上回る場合には、その一部を市へ納付してもらう場合があるとありますが、どのような場合が想定されるのか、ご教示ください。	No.362の回答を参照ください。
366	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	力		市への利用料金等の納付	「～事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合があります。」とありますが、納付する売上げの一部とは貴市より指定される額でしょうか。それとも事業者から提案する額でしょうか。	No.362の回答を参照ください。
367	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	力		市への利用料金等の納付	「～事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合があります。」とありますが、納付する金額は貴市より指定される額でしょうか。それとも事業者から提案する額でしょうか。	No.362の回答を参照ください。
368	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	キ		指定管理料の支払い	「指定管理料の額は、指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし」とありますが、申請とは提案書でしょうか、それとも年度協定書でしょうか。	提案書及びこれに基づく年度協定書によります。
369	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	キ		指定管理料の支払い	①指定管理料における債務負担は設定せず、毎年度指定管理料を設定するということでしょうか。 ②また、増額は認めないとありますが、P102の「ケ 指定管理料の変更、返還」に基づき、協議の上、増額もあるという理解でよろしいでしょうか。	①債務負担を設定します。本項目は指定管理料支払いの手続きに関するものです。 ②入札説明書等に示します。
370	要求水準書(案)	101	第10	1	(4)	キ		指定管理料の支払い	「また、指定管理料は原則として精算しない。」とありますが、どのような場合に指定管理料が精算されるのかご教示頂きたい。	現在までのところ、精算した事例はありません。(第10・1・(4)・コ・(イ)に基づく返納等は除く。)
371	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	ケ		指定管理料の変更、返還	本項は、事業契約に定められる維持管理運営業務に係るサービス対価の改定の仕組みだと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(ア)	修繕費等について	利用促進施設の例をご教示ください。	既存施設の空きスペースを利用して設置する施設のことです。現指定管理者の事例では、宿泊研修棟1階に当該施設があります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
373	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(7)	修繕費等について	「2,500千円」及び「200千円」は税抜きの金額でしょうか。	税込みの金額です。
374	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	ここで言う「修繕の提案額」とは各年度を指すのか、事業期間の総額を指すのか、どちらでしょうか。	入札説明書等で各年度の修繕額を示しますので、その金額で提案してもらいます。
375	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	「各年度の基準額」とは貴市が定めるのでしょうか。それとも事業者の提案に基づくものでしょうか。	No.374の回答を参照ください。
376	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	各年度で提案額と執行額を一致させることは不可能であり現実的に増減は避けられません。未執行額のみ返還義務が発生し、執行超過額は支払われないとすると事業者にとってリスクを過大に見ざるを得ず、結果としてVFMは生まれないこととなりますので、各年度もしくは事業期間で上限を設けて頂けないでしょうか。	No.374の回答を参照ください。
377	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	修繕の提案額は、各年度基準額を下回することはできないとありますが基準額は入札公告時にお示しいただけるのでしょうか。 ちなみに既存施設の年間基準額を事業者が想定することは困難である為、名古屋市国際展示場整備事業の要求水準では、貴市より年間3000万円の上限額を設定されていました。	No.374の回答を参照ください。
378	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	1件あたり2,500千円以下が事業者負担とありますが、事業者負担額とについて件数に関わらず年度の上限額を定めて頂けないでしょうか。	No.374の回答を参照ください。
379	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	修繕費において、施設の経年劣化が進んでおり施設毎に中長期の修繕計画及びその予算化が重要と考えます。年度毎の予算見込みがありましたらお示し下さい。	No.374の回答を参照ください。
380	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	修繕費において各年度の基準額のお示し下さい。	No.374の回答を参照ください。
381	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	修繕費において各年度の基準額の設定根拠についてお示し下さい。	No.374の回答を参照ください。
382	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	「各年度基準額」の意味をご教示願います。	No.374の回答を参照ください。
383	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	1件2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の提案額は、各年度基準額を下回ることが出来ないとありますが、基準額をご教示ください。	No.374の回答を参照ください。
384	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(4)	修繕費等について	「1件、2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の提案額は、各年度基準額を下回ることができない」とありますが、提案額及び基準額とはそれぞれ何を示すのでしょうか。	No.374の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
385	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	各年度基準額とは、事業者が提案した各年度の修繕費予定額という理解でよろしいでしょうか。 また、提案額より実際の費用が少なかった場合に、その原因が修繕の実施が先延ばしになったケースも考えられます。時期がずれただけで費用が認められないことは公平性に欠けると思われますので、その場合には別の年度に実施した際に返納した金額の範囲内で増額を認めて頂けないでしょうか。	No.374の回答を参照ください。 また、修繕は各年度に実施してもらいます。
386	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	過去10年間の公園全体総額、及び各施設毎の小計について、実績をご教示ください。	No.374の回答を参照ください。また、実績は入札説明書等に示します。
387	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	既存で壊れているものについての修繕は、事業者は引き継がないという理解で宜しいでしょうか？	第10・2・(1)・エ・(ア)・aのとおりです。
388	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	「1件2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の提案額は、各年度基準額を下回することは出来ない。各年度が終了した時点で(中略)市へ返納する。」とありますが、各年度基準額を指定管理者の収支計画における各年度の修繕費の予算と認識すると、上記の箇所の文書は以下のような認識となりますが、相違ないでしょうか？ご教示ください。 【認識】 『1件2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の提案額の各年度執行額の総額は、各年度基準額(指定管理者の収支計画における修繕費科目の予算)を下回することは出来ない。各年度が終了した時点で執行額が各年度基準額に満たなかった場合には、指定管理者は各年度基準額から執行額を引いた差額を市へ返納する。』 認識の通りの理解であれば、記述の修正をお願いします。また、認識に誤りがあれば具体的にご教示ください。	ご理解のとおりです。
389	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	「各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には・・・差額を市に返納する」となっておりますが、P.119の維持管理の基準で、性能及び機能できるような状態の維持が求められております。性能及び機能の担保を求められるのであれば、リスク分担の観点から、差額を返納する仕組みは、整合性を欠くことから、返納等の手続きはないと理解してよろしいでしょうか。	第10・1・(4)・コのとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
390	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ	(イ)	修繕費等について	「各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は提案額から執行額を引いた差額を市へ返納することとする。提案額を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払は行わない。」との記載がございますが、返納する必要がある一方追加の支払いがないことは、PFIのいわゆる性能発注方式と馴染まず、事業者のリスクが過大であるため、返納は不要と見直していただけないでしょうか。	No.389の回答を参照ください。
391	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	実施方針リスク分担表では、事業者の整備していない箇所と施工した箇所に分かれておりますが、要求水準書当該事項との関係をお示しください。	本事業において事業者の施工した箇所に係る修繕の記載を追加します。
392	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	本項の条件は、リスク分担表の修繕リスクの記載と齟齬があるように見受けられます。本事業で整備する陸上競技場の修繕費の扱いは、性能維持の観点から、提案した価格の対価が支払われると理解してよろしいでしょうか。	No.391の回答を参照ください。
393	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	「本事業において事業者の施工した箇所」は、リスク分担表によると本項目に差異があると思われます。「本事業において事業者の施工した箇所」は事業期間を通じた修繕費を平準化した金額が市から事業者へ支払われ、各年度の差額の返納は必要なく、上限金額によらず大規模修繕を除く修繕・更新を事業者がしなければならないとの認識でよろしいでしょうか。	No.391の回答を参照ください。
394	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	市が直接執行する修繕費について記載がありますが、新築施設・既存施設問わず、同じ条件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	市が直接執行する修繕費について、記載の「1件」とは、個に限らず、同種対象の修繕一式も該当すると考えてよろしいでしょうか。 (例：施設全体の保安照明の更新など)	ご理解のとおりです。
396	要求水準書(案)	102	第10	1	(4)	コ		修繕費等について	修繕費の考え方として「事業者負担の上限は設けず、超過した場合は全て事業者負担」「執行額が少ない場合は差額返納」とありますが、これは「事業者の整備していない箇所」の修繕業務に関する考え方でしょうか。	事業者の整備した箇所についての考え方も併せて、要求水準書(案)を修正します。
397	要求水準書(案)	102	第10	1	(5)			指定後の対応について	指定管理者の指定後、協定の締結までに、事業者は事業計画を作成すること。と御座いますが、事業計画の具体的な作成事項をご教示ください。	実施計画書、従事員教育・研修計画及び進行管理表、助言及び指導業務実施計画及び進行管理表、相談業務実施計画及び進行管理表、名古屋市スポーツ施設修繕実施計画、定期点検等計画及び進行管理表、備品等点検計画及び進行管理表、モニタリング計画及び進行管理表です。(この事業計画は、毎年度作成してもらいます。)

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
398	要求水準書(案)	103	第10	1	(6)			協定の締結について	事業契約とは別に、維持管理運営業務については「基本協定書」「年度協定書」を指定管理者(事業者)と取り交わす事になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	要求水準書(案)	103	第10	1	(6)			協定の締結について	本事業は、PFI事業として事業契約に基づき実施されるものと考えますが、別途協定を結ぶことになるのでしょうか。その場合、事業契約書との関係性についてご教示願います。	No.398の回答を参照ください。
400	要求水準書(案)	103	第10	1	(7)	力		指定の取り消し等	「本施設を公の施設として廃止するとき」とありますが、これは貴市の判断に基づくものであり、事業者が違約金を支払う事項にはなじまないと考えますので、削除願います。	違約金の納付については、必要に応じて記載されています。
401	要求水準書(案)	103	第10	1	(7)			指定の取り消し等	指定管理者の責めに帰すべき事由でない場合は、違約金の納付義務はないということ認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	要求水準書(案)	103	第10	1	(7)			指定の取り消し等	指定管理者の指定が取り消された場合、事業契約も契約解除になるのかご教示ください。またその場合の違約金の考え方は、条文通りで良いかご教示ください。	事業契約の解除については、指定管理者の指定の取り消しとは別事項になります。違約金の考え方については、ご理解のとおりです。
403	要求水準書(案)	103	第10	1	(7)			指定の取り消し等	違約金は、本事業の事業契約に規定される違約金と同一のものと理解してよろしいでしょうか。(事業契約の違約金と重ねて徴収されるのではないという理解でよろしいでしょうか。)	No.402の回答を参照ください。
404	要求水準書(案)	103	第10	1	(7)			指定の取り消し等に係る違約金	「当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額」とありますが、ここで指す指定管理料とは、指定管理者の取り消しになった業務または停止になった業務に関する料金との理解でよろしいでしょうか。	当該年度の指定管理料全額になります。
405	要求水準書(案)	103	第10	1	(8)			市による評価の実施、公表	「評価項目ごとの結果を公表する」とありますが、評価項目は入札公告時にお示し頂けますでしょうか。	名古屋市公式ウェブサイトの指定管理者制度のページを参照してください。
406	要求水準書(案)	104	第10	1	(12)	イ		保険への加入	社会体育施設保険を例に記載されておりますが、これに限らず、事業者の任意で人身事故・対物事故に対する損保の付保を行えば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
407	要求水準書(案)	105	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(b) 基本の休場日及び供用時間	①基本の休場日の一覧の中に新体育館の記載がないようなのですが、事業者提案という理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	名古屋市瑞穂公園条例施行細則で定めます。
408	要求水準書(案)	106	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(b) 基本の休場日及び供用時間	②基本の供用時間の一覧の中に新体育館の記載がないようなのですが、事業者提案という理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	名古屋市瑞穂公園条例施行細則で定めます。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
409	要求水準書(案)	107	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(g) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力	連携協力をすべき団体がございましたらご教示頂けますでしょうか。	入札説明書等に示します。
410	要求水準書(案)	107	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(g) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力	現在の関係団体および連携内容を教えてください	No.409の回答を参照ください。
411	要求水準書(案)	107	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(i) 第三者への委託	ここでの第三者とは、構成員、協力会社以外の企業・団体等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	要求水準書(案)	107	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(i) 第三者への委託	指定管理業務を行う者(運営企業)は、第三者にあたらないという理解でよろしいでしょうか。(本項の「指定管理者」は、指定管理業務を行う者(運営企業)と読み替えてよろしいでしょうか。)	事業者が指定管理者になります。(第10・1・(1)のとおりです。)
413	要求水準書(案)	107	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(i) 第三者への委託	SPCを作った場合に指定管理者はSPCになることが想定されます。その場合、SPCの構成員及び協力企業は指定管理者という理解でよろしいでしょうか。	No.412の回答を参照ください。
414	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(k) 命名権契約について	令和3年4月1日以降のネーミングライツパートナーの選定は事業期間に亘り貴市が実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
415	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(k) 命名権契約について	事業者による命名権契約の募集等に関する業務はないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
416	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(ア)	a-(k) 命名権契約について	命名権契約は市とネーミングライツパートナーとが契約し、事業者はネーミングライツパートナーのメリットが最大限発揮されるよう協力するという理解でよろしいでしょうか。その際に事業者側に費用負担が発生する場合、パートナーによって求める事項は異なることが予想されますので市から別途委託費等を受領できるとしていただけますようお願いします。	No.344の回答を参照ください。
417	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(ア)	b 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準 c 管理業務に従事する者に必要な人数の基準	各責任者の要件が求められていますが、提案時までに入選する必要は無く、実際に配置するまでに入選を出来ればよいとの理解で宜しいでしょうか。 提案から実配置までに長期間あるため、提案時に入選することは現実的ではないと考えます。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
418	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準	正社員と構成員の定義をお示し下さい。	正社員は、会社企業における正規雇用者、構成員は、法人格を有する団体の構成員のことです。
419	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準	配置の基準における要求水準の記載に「正社員又は構成員である者」とあります。当該範囲に協力会社は含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
420	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営 ②総括責任者	管理運営段階に総括責任者を配置することが求められていますが、設計施工段階ではどのような要求になりますでしょうか。	管理運営業務について、設計施工段階での総括責任者の配置は求めています。
421	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営 ②総括責任者	この総括責任者は維持管理運営業務の総括責任者であって、事業全体を統括する「総括責任者」とは別の人間という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
422	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営 ②総括責任者	要求水準書(案)P.108 第10 2(1)指定管理者が実施する業務にある「総括責任者」と、P.141 第11 2(1)統括マネジメント業務にある「統括責任者」は同一との認識でよろしいでしょうか。	No.421の回答を参照ください。
423	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営 ②総括責任者	正社員又は構成員とありますが、指定管理者は特別目的会社ですので、指定管理者から委託を受けた企業もしくは団体の正社員又は構成員という理解でよろしいでしょうか。	SPCを構成する企業または協力会社に限ります。
424	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営 ②総括責任者	(a)施設の管理運営②総括責任者は、他の業務を一切兼務できないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営 ②総括責任者 ③副総括責任者	総括責任者は「専任」、副総括責任者は「本施設専任」となっており、本施設専任については本施設においてのみ勤務し他施設での勤務は行わないことと説明されていますが、専任と本施設専任の違いをご教示頂けますでしょうか。	専任は、一切の兼務を認めません。本施設専任は、本施設内の他ポストとの兼務を認めます。
426	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営	「専任」の定義についてご教示ください。 (「本施設専任」と異なる点など)	No.425の回答を参照ください。
427	要求水準書(案)	109	第10	2	(1)	ア	(7)	b-(a) 施設の管理運営	本施設選任の説明がありますが、総括責任者と副総括責任者のどちらも、本施設においてのみの勤務とし他施設の勤務を行わないようにするとの理解でよろしいでしょうか。専任・本施設専任の違いについて、改めてご教示ください。	No.425の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
428	要求水準書(案)	108	第10	2	(1)	ア	(ア)	b-(a) 施設の管理運営 ③副総括責任者	副総括責任者等に関し、本施設専任が求められておりますが、当該職員の兼業(副業)は許可していただけますでしょうか。今後、社会的に益々兼業希望者が増加してくることが想定されるため、兼業をお認めいただければと考えます。	兼業は認めません。
429	要求水準書(案)	109	第10	2	(1)	ア	(ア)	b-(a) 施設の管理運営 ④～⑥	④施設整備担当者、⑤野球場・テニスコート管理担当者、⑥地下駐車場管理担当者について配置基準や条件が記載されておりますが、これらの業務に携わる全ての者が本基準や条件を満たす必要があるのでしょうか。それとも、各業務において担当者として選任された内の1名が定められている基準・条件を満たせばよろしいでしょうか。	これらの業務に携わる全ての者に、本基準や条件を満たす必要があります。
430	要求水準書(案)	109	第10	2	(1)	ア	(ア)	b-(a) 施設の管理運営 ⑥地下駐車場管理担当者	地下駐車場管理担当者について、施設管理担当者(正社員又は構成員)または警備員とあります。ここでいう施設管理担当者は、協力会社でも良いと考えてよろしいでしょうか。また、警備員は、正社員又は構成員等ではなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
431	要求水準書(案)	111	第10	2	(1)	ア	(ア)	b-(e) その他特記事項①	宿泊研修室の宿泊利用時の配置について記載がございますが、宿泊利用がない場合は配置要求はないと考えてよろしいでしょうか。また、宿泊利用がない場合の現行体制についてご教示ください。	第10・2・(1)・ア・(ア)・cの表のとおりです。
432	要求水準書(案)	111	第10	2	(1)	ア	(ア)	b-(e) その他特記事項①	宿泊研修室の宿泊利用時の夜間警備及び夜間宿直業務について、当該要求は、宿泊研修棟管理事務所に2名(2ポスト※休憩等含)を配置する必要があるということでしょうか。又は、管理事務所の常駐は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	第10・2・(1)・ア・(ア)・c・※3のとおりです。
433	要求水準書(案)	111	第10	2	(1)	ア	(ア)	b-(e) その他特記事項②	甲種防火対象物の防火管理者配置を求められております。当該資格者は、施設管理担当者の中から1名選任すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	要求水準書(案)	112	第10	2	(1)	ア	(ア)	c 管理業務に従事する者に必要な人数の基準	区分Ⅱ宿泊研修棟管理事務所の施設管理担当者の配置要件に、(副総括責任者含む)とありますが、当該ポストに副総括責任者を含まなければならないということでしょうか。または、※3注釈のとおり、夜間警備・夜間宿直業務に従事する者として警備員を必要数配置すれば足ると考えてよろしいでしょうか。	副総括責任者を含まなければなりません。また、宿泊利用がある場合は、夜間警備及び夜間宿直業務に対応できる者を配置してください。
435	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	c 管理業務に従事する者に必要な人数の基準	【※3 宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者を2名を基準に配置すること】の記載がありますが、2名については、正社員又は構成員である者以外の者、協力会社職員等を配置してもよろしいでしょうか。	No.434の回答を参照ください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
436	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	○管理業務に従事する者に必要な人数の基準	※2「陸上競技場において、Jリーグの試合が夜間に開催される場合は、(中略)従事を基本とする。」とありますが、試合が夜間に開催とあるが、年に何回で、何時頃までの想定なのでしょう。過去の実績などがあればご教示いただけますでしょうか。	年間5～6試合程度、最終従事24時までです。
437	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	○管理業務に従事する者に必要な人数の基準	※3において夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者2名を基準に配置することとあります(ポストは3ポスト)。ポスト要求数と2名基準の意味について再度ご教示ください。宿泊利用がある場合は、日中3ポスト、夜間は2名が勤務する(休憩・仮眠は可能)という意味でしょうか？	日中は、施設の管理運営ポストに含まれます。夜間は、ご理解のとおりです。
438	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	○管理業務に従事する者に必要な人数の基準	※3「宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者を2名を基準に配置すること。」とありますが、宿泊利用件数の過去実績を5年間程度開示頂けませんでしょうか。	入札説明書等に示します。
439	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	○管理業務に従事する者に必要な人数の基準	※3「宿泊研修室の宿泊利用がある場合には」とありますが、年間の宿泊利用日数(月別)をご教示ください。	入札説明書等に示します。
440	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	d その他必要な業務	近隣の民間駐車場等との連携、とありますが、近隣駐車場の収容台数など、提供いただける情報はありますか。	提供できる情報はありません。
441	要求水準書(案)	113	第10	2	(1)	ア	(ア)	d その他必要な業務	施設の利用予約は、本事業においても「名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム」を引き続き使用すると理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
442	要求水準書(案)	114	第10	2	(1)	ア	(ウ)	相談業務	前述の配置基準では、責任者要件にトレーニング指導士の資格も範囲に含まれております。相談業務の有資格者範囲に含まれておりませんが、当該資格も範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	質問にある配置基準はトレーニング室運営責任者のものであり、相談業務とは異なるため、本件にトレーニング指導士の資格は含みません。
443	要求水準書(案)	114	第10	2	(1)	ア	(ウ)	相談業務	※ 有資格者とは、健康運動指導士又はスポーツプログラマーの資格所持者とする。とありますが、ここでのいう有資格者についても前述にあるとおり、同等以上の資格という理解でよろしいでしょうか。	資格所持者のみとします。
444	要求水準書(案)	115	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	教室等の使用枠数については維持管理運営参考資料4「講座・教室実施に際する考え方について」に掲げる使用枠数を上限としあり、場所別教室等実施目安の一覧表がありますが、体育館の記載がありません。体育館についての実施条件をご教示ください。	入札説明書等に示します。
445	要求水準書(案)	115	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	講座、教室等の実施とありますが、この事業実施において、利用調整時の優先順位はどのようになるのか、ご教示ください。	利用調整終了後に設定してください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
446	要求水準書(案)	115	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	教室等実施にあたって加入する傷害保険は、教室側に過失があった場合に補償される保険という理解でよろしいでしょうか。	過失の有無に関わらず適用される保険にしてください。
447	要求水準書(案)	115	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	維持管理運営参考資料は、どのように配布されるのでしょうか。	入札説明書等で配布方法を示します。
448	要求水準書(案)	116	第10	2	(1)	ア	(オ)	講座、教室等の実施	「(e)理論と実践を組み合わせた教室」の開催が求められております。講義にあたっては、医師や研究者が講師を務める教室を求められていますが、これは事業期間中に各1回実施すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	事業の見直しにより削除します。
449	要求水準書(案)	117	第10	2	(1)	ア	(キ)	国際大会等の誘致、開催	国際大会等の誘致は一民間事業で成し得るものとは思えず、行政もしくは各地域のスポーツコミッション(本地域ではあいちスポーツコミッションが該当)が中心となっていくという理解です。本事業では国際大会等の誘致に「努めること」という要求水準ですが、これは行政・スポーツコミッションに協力するという解釈でよろしいでしょうか。その場合、入札価格の検討のためどのような協力が求められるかを示して頂く必要があると考えます。	国際大会の誘致については、市・スポーツ団体・指定管理者等が協力して行います。指定管理者としては、本施設に適合した国際大会の提案をするとともに、誘致活動にあたってのノウハウを活かしていただきます。
450	要求水準書(案)	117	第10	2	(1)	ア	(キ)	国際大会等の誘致、開催	国際的・全国的な競技大会等の誘致に努める事とありますが、回数や競技別等の規定はないという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
451	要求水準書(案)	117	第10	2	(1)	イ	(イ)	利用調整	維持管理運営別紙1「体育施設における競技場等の使用許可申請手続等の取扱要綱」第4条「全国的な競技大会等の基準」とは、A～Fの順に優先利用がされるという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	優先利用の順位ではありません。
452	要求水準書(案)	117	第10	2	(1)	イ	(イ)	利用調整	市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興及び本市のスポーツ振興計画の円滑な実施のため、維持管理運営別紙1及び維持管理運営別紙2に基づき市が行う利用調整事務に協力することとありますが、利用調整業務は市が主体となっていく業務であり、事業者はそれに協力をするという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
453	要求水準書(案)	118	第10	2	(1)	イ	(イ)	利用調整	bおよびcの利用調整を実施するにあたり、関係団体との調整を図り、これまでの利用調整の実態を踏まえて、円滑に利用調整会を開催することとありますが、これまでの利用決定方法について、具体的にご教示ください。	体育館については、市が主体で実施します。その他の施設については、各施設ごとに関係競技団体を集めて会議を開催します。
454	要求水準書(案)	118	第10	2	(1)	ウ	(イ)	利用料金の減免に関する事	過去の減免の実績は維持管理運営参考資料3「運営に関する目安」に掲げるとおりであるとありますが、実績額と同時に、該当する行事名を具体的にご教示ください。	名古屋市瑞穂公園条例施行細則及び体育施設の使用料の減免に関する取扱要綱によります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
455	要求水準書(案)	119	第10	2	(1)	エ		瑞穂運動場の維持管理及び修繕(原型を变ずる修繕及び模様替を除く)に関する事	設備異常の監視、及び防災監視の拠点についてご教示ください。 1) 現公園施設における設備監視・防災監視の要所(配置・勤務場所)についてご教示ください。 2) 当該勤務場所の諸室規模についてご教示ください。 3) 新競技場整備までは、従来と同じ場所での勤務になると考えてよろしいでしょうか。 4) 新競技場整備後は、新競技場内の管理室を設備監視・防災監視の拠点とされる想定でしょうか。	①第10・2・(1)・ア・(ア)・cの表・区分Ⅰは、本事業で整備する陸上競技場内(ただし、整備が完了するまでは仮設事務所内)、区分Ⅱは宿泊研修棟内、区分Ⅲは体育館(建設中)内です。 ②区分Ⅰは、提案によります。区分Ⅱは約80㎡、区分Ⅲは約70㎡です。 ③①のとおりです。 ④ご理解のとおりです。
456	要求水準書(案)	119	第10	2	(1)	エ	(ア)	a 維持管理の基準	その他の施設においても(a)陸上競技場と同様に「経年による劣化は許容する」認識でよいでしょうか。	本事業の維持管理運営業務の開始時点における施設の性能及び機能を維持してください。
457	要求水準書(案)	119	第10	2	(1)	エ	(ア)	a 維持管理の基準	a維持管理の基準の(b)その他の施設について、改修等があった施設については、その工事完了時点における性能及び機能を維持することとありますが、既存施設については、将来的に修繕が必要になる原因が当初の施工による場合も考えられるため、性能及び機能の維持を担保することは困難と考えますので、見直していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
458	要求水準書(案)	119	第10	2	(1)	エ	(ア)	b 建築物保全業務	b建築物保全業務、c建築設備保全業務について、「共通仕様書の〇〇により(又は〇〇を基準に)」とありますが、共通仕様書を目安に事業者にて本施設に適した点検仕様を提案するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
459	要求水準書(案)	121	第10	2	(1)	エ	(イ)	c 廃棄物処理業務	利用者(イベント主催者等)から発生する廃棄物の処理費用は事業者の負担でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、行為許可の条件に、「行為者は、行為期間終了後、ただちに行為場所を原状に回復しなければならない。」及び「行為者は、行為期間中、安全性、美観等ならびに行為個所の清潔保持について特に留意しなければならない。」としています。
460	要求水準書(案)	121	第10	2	(1)	エ	(イ)	c 廃棄物処理業務	c廃棄物処理業務について、廃棄物の収集運搬及び処理は、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に従い、廃棄物の種類に応じて、排出事業者から許可業者へ直接委託する必要があると考えられます。貴市が排出事業者の場合、SPCが廃掃法の許可を取得することは、その性格から不可能なため、業務から外していただけないでしょうか。若しくは、指定管理業務を行う企業が排出事業者として、許可業者に委託する仕組みをお認めいただけないでしょうか。	No.321の回答を参照ください。
461	要求水準書(案)	121	第10	2	(1)	エ	(イ)	c 廃棄物処理業務	廃棄物処理業務について、始業前にごみ収集を行う旨の記載がありますが、始業時にきれいな状態を保てる場合は、始業前の収集でも良いと考えてよろしいでしょうか	要求水準書(案)に記載のとおりとします。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
462	要求水準書(案)	121	第10	2	(1)	エ	(4)	c 廃棄物処理業務	廃棄物処理について、これまでの公園全体・施設毎の廃棄物処理量・金額についてご教示ください(複数年分)。また、廃棄物の種別別の数量・金額をご教示ください(複数年分)。	廃棄物処理量・金額のデータはありません。入札説明書等でごみ処理に関連する委託実績を示します。
463	要求水準書(案)	121	第10	2	(1)	ウ	(4)	c 廃棄物処理業務	「事業者にて適切に搬出・処分すること」とありますが、費用負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。	指定管理料に含みます。
464	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	既存施設で警備業務を年間委託されてる場合は、ポスト数と年間常駐日数及び常駐時間をお示し下さい。	警備業務委託内容のデータはありません。入札説明書等で警備委託に関連する委託実績を示します。
465	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	(d)365日24時間体制の警備は、機械警備対応でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	ウ	(4)	d 警備業務	現状の警備体制をご教示ください。また、「365日、24時間体制で警備を行う」ことが求められていますが、必ずしも人的警備が求められてはいないという理解でよろしいでしょうか。	現状は機械警備です。後段は、ご理解のとおりです。
467	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	365日、24時間体制で警備とありますが、施設利用時間外も有人警備を想定しているのでしょうか。	要求水準書(案)を満たせば、有人警備以外でも可です。
468	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	「(d)365日、24時間体制で警備を行うこと。」とありますが、警備員の配置人数は要求水準を満たす限りにおいて応募者からの提案でしょうか。貴市として基準がございましたらご教示ください。	提案によります。
469	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	警備業務について、第5駐車場の混雑緩和のための警備員配置について記載があります。これらの警備員配置は、催事に伴う主催者側による配置でもよろしいでしょうか。	現状の駐車場に関する整理については、駐車場利用者が当該イベントの参加者かどうか不明確のため、指定管理者側で実施しています。
470	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	大会等イベント実施時における警備員の増員にかかる費用について、事業者の負担ではなくイベント主催者等が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.469の回答を参照ください。
471	要求水準書(案)	122	第10	2	(1)	エ	(4)	d 警備業務	大会等イベント実施時における警備員の増員にかかる費用は応募者の負担ではなくイベント主催者等が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	No.469の回答を参照ください。
472	要求水準書(案)	123	第10	2	(1)	エ	(4)	h 駐車場維持管理業務	駐車場の料金収受については記載がありませんが、事業者の業務と想定されているのでしょうか。また、駐車場の料金収入は事業者の収入になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
473	要求水準書(案)	123	第10	2	(1)	エ	(4)	h 駐車場維持管理業務	h駐車場維持管理業務について、2月29日の公園マスタープランのご説明では、地下駐車場の建設に言及されておりましたが、本事業期間中に建設される場合、駐車場管理業務への影響が考えられます。地下駐車場の建設時期等、貴市のお考えをご教示願います。	未定です。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
474	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(イ)	j その他	弓道場の射的の作成について要求があります。 1) 安土の管理は、事業者の業務でしょうか。弓道連盟等で行うことはないのでしょうか。 2) 射的作成・安土管理は、従来の指定管理でも行っていたのでしょうか。 3) 射的作成の数量について、どの程度の数量を作成する想定でしょうか。実績等についてご教示ください(利用者の求めとありますが、当該要求だけでは作業量が判断できません)。	①安土の管理は事業者となります。ただし、現在の指定管理者は、弓道連盟瑞穂支部の協力を得ています。 ②行っています。 ③年1,000～2,000個です。
475	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(イ)		相撲場の管理について記載がありませんが、土俵等の土管理は、事業者にて行う必要はないのでしょうか。 また、相撲協会等にて管理を行うことはないのでしょうか。 現指定管理にてどのように管理を行っているかご教示ください。	相撲場の管理は事業者となります。ただし、現在の指定管理者は、関係団体の協力を得ています。
476	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(ウ)	a 共通事項	貸付備品の廃棄について、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に従い、基本的に備品所有者である貴市が排出事業者として許可業者に委託する必要があると考えます。運営企業が排出事業者として、許可業者に委託してもよろしいでしょうか。	指定管理者が、許可業者に委託してください。
477	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(ウ)	a 共通事項	維持管理運営別紙4「指定管理者による備品管理の手引き」に基づき、事業者が管理する貸付備品とは、配布された「維持管理参考資料1備品リスト」のものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
478	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(ウ)	b トレーニング器具	老朽化等の代替備品について、リース契約等による調達経費は指定管理料に含めるが、指定管理料等で購入することは認めないとの記載があります。事業者で購入する場合は事業終了時に他事業で使用したり売却することで本事業での負担を低減することが可能ですが、リースの場合は本事業の残存期間内で全額を負担になることとリース会社の手数料が上乗せになるため、事業費は増加する方向になります。よって、調達手段は事業者委ねることとして頂けないでしょうか。	第10・1・(4)・コ・(ア)を参照してください。 自主事業としてトレーニング器具を購入することは可能です。この場合、指定管理料に含めることはできませんので、自主財源で実施してください。
479	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(ウ)	b トレーニング器具 (d)(e)	指定管理料で、購入ではなくリースでなければならない理由をご教示ください。民間資金活用のため一括購入し、帰属を市にする方法では調達不可ということでしょうか。	市スポーツ施設全体の方針及び第10・1・(4)・コ・(ア)の定めによります。
480	要求水準書(案)	124	第10	2	(1)	エ	(ウ)	c トレーニング器具を除く備品	備品管理に関して、200千円未満の必要な消耗品の調達・補充などの記載があります。 参考資料の備品リストの中には車両など定期的にメンテナンスを要するものなども存在しますが、これらの保守管理(補修)費は修繕・改修と同様の金額設定(1件2,500千円)と考えてよろしいでしょうか。	備品の保守管理は一般管理費になります。上限金額については、特に定めていません。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
481	要求水準書(案)	125	第10	2	(1)	エ	(イ)	公認競技場の管理に関すること	5年ごとの公認継続にかかる早期の情報収集に努め、競技用器具・施設の補充・補修について、市へ報告を行うこととありますが、これに係る費用については市が負担するという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	公認に要する経費は市の負担です。競技用器具・施設の補充・補修は、要求水準書(案)に示すとおりです。
482	要求水準書(案)	126	第10	2	(1)	オ	(ア)	b 巡視・清掃	不法投棄ゴミの処分に係る費用の負担者は協議でしょうか。	不法投棄があった場合は、指定管理者が、警察に届け出るなどして対応しています。不法投棄者が特定できない場合は、指定管理者の負担で処理をしてもらっています。
483	要求水準書(案)	126	第10	2	(1)	オ	(ア)	b 巡視・清掃	不法投棄ゴミの処分に係る費用は、貴市にて負担していたくとの理解でよろしいでしょうか。	No.482の回答を参照ください。
484	要求水準書(案)	127	第10	2	(1)	オ	(イ)	公園植物管理	枯死木や倒伏木を撤去したのちの、新しい樹木の植え替えは事業に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	第10・2・(1)・オ・(イ)・a・(e)のとおりです。事業に含まれます。
485	要求水準書(案)	128	第10	2	(1)	オ	(ウ)	f 修景施設	時計塔、モニュメント、銅像等の工作物について、点検実施の要求があります。過去、当該工作物の点検保守は継続して実施しておりましたでしょうか。実施している場合、点検計画・報告書などの実績について開示いただけないでしょうか。	維持管理運営別紙10 瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表のとおりです。
486	要求水準書(案)	129	第10	2	(1)	カ	(ウ)	都市公園内許可事務の補助に関すること	対象となる許可物件について具体的にご教示頂けますでしょうか。	入札説明書等に示します。
487	要求水準書(案)	130	第10	2	(1)	キ	(ア)	c 緊急物資集配拠点の運営	本業務はあらかじめ入札価格に織り込む必要がありますでしょうか？それとも災害等の発生後に別途精算されることとなりますでしょうか。事業期間中に発生する回数が不明のため入札価格に織り込むのは困難と考えます。	本業務は、名古屋市地域防災計画に基づくものです。経費の精算等はありません。
488	要求水準書(案)	130	第10	2	(1)	キ	(ア)	c 緊急物資集配拠点の運営	緊急物資集配拠点として、事前に備蓄想定しているものはありますでしょうか。またその場合、総量はどの程度になり、備蓄場所の想定は計画内にありますでしょうか。	名古屋市地域防災計画に基づきます。なお、数量に関する記載はありません。
489	要求水準書(案)	130	第10	2	(1)	キ	(ア)	c 緊急物資集配拠点の運営	「緊急物資集配拠点の開設等に関する協定」及び「指定避難所運営マニュアル」について、資料提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
490	要求水準書(案)	131	第10	2	(1)	キ	(ア)	e その他	その他で、市から早急な対応資料の作成などを求められるとありますが、具体的にどのような資料の作成要求でしょうか。	避難者の人数の報告等が想定されます。
491	要求水準書(案)	131	第10	2	(1)	キ	(ア)	e その他	災害発生は不可抗力に当たることから、災害発生によって別途増加した費用については市側のリスクになるのではないのでしょうか。	災害発生時に避難所や緊急物資集配拠点の開設に要する一時的な人件費を想定しています。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
492	要求水準書(案)	133	第10	2	(1)	コ	(ア)	現指定管理者からの業務の引継ぎ	b「本施設の従事員に、市の指定する研修を受講させること」とありますが、具体的に受講する研修をご教示願います。	人権研修や障害者対応研修等を随時実施します。
493	要求水準書(案)	133	第10	2	(1)	コ	(ア)	現指定管理者からの業務の引継ぎ	本施設の従業員に、市の指定する研修を受講させることとありますが、市の指定する研修の期間および受講回数をご教示ください。	No.492の回答を参照ください。
494	要求水準書(案)	133	第10	2	(1)	コ	(ア)	現指定管理者からの業務の引継ぎ	現指定管理者からの業務の引継ぎの開始時期は、事業者提案という理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	貴見のとおりですが、現指定管理者との調整になります。
495	要求水準書(案)	133	第10	2	(1)	サ	(イ)	ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメ리트対応業務	現在のスポンサーメ리트対応業務は具体的にどのようなことを実施されているか、ご教示頂けますでしょうか。	No.344の回答を参照ください。
496	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	「瑞穂公園周辺地域の関係者や団体」は貴市より指定があるのでしょうか。 その場合、いつ具体的な団体等を示して頂けるでしょうか。	今のところ、指定はありません。
497	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務	「市民、瑞穂公園周辺地域の関係者や団体、市と連携して」とありますが、参加者及び団体は、貴市が選定されるのでしょうか。	No.496の回答を参照ください。
498	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	花壇の整備に係るワークショップ等の運営経費は施設整備関連業務費に、花壇の維持管理に係るワークショップ等の運営経費は維持管理関連業務費に含める理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
499	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(ア)	パークマネジメント活動業務	宿泊研修棟の整備に係るワークショップ等の運営経費は施設整備関連業務費に、宿泊研修棟の運営に係るワークショップ等の運営経費は運営関連業務費に含める理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
500	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務	宿泊研修棟の一部をランニングステーションとしても利用することは可能でしょうか。	可ですが、要求水準書(案)第10・2・(1)・シのパークマネジメント活動業務を実施した上で実施してください。
501	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務	設計段階の活動の結果、設計変更等によって児童園整備、花壇等の整備、宿泊研修棟整備に追加費用が生じるようになった場合は、貴市にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	ある程度想定が変わるものとして提案してください。
502	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務	コーディネーターを設置することとありますが、コーディネーターが有する資格等の条件は特にないという理解でよろしいでしょうか。また落札後の業務という理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
503	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務の要件	「コーディネーターを設置」とありますが、設置するコーディネーターの設置期間、必要資格、必要実績等の条件がございましたらご教示頂けますでしょうか。	条件等はありません。
504	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(イ)	パークマネジメント活動業務	コーディネーターについては、構成員職員に限らず外部有識者等の起用も可能でしょうか。	可です。
505	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	シ	(ウ)	パークマネジメント活動業務	「周辺地域の活性化や渋滞対策等の検討を実施し、市に提案すること。」とのことですが、落札後の対応業務という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書等を確認してください。
506	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	ス	(イ)	市が実施する事業等への協力	「実行委員会の一員」とありますが、実行委員会の主体的な立場ではなく、あくまでもサポート的な関りという認識でよろしいでしょうか。	サポートではなく、実行委員会の一員ですので、主体的に実施してください。
507	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	ス	(イ)	市が実施する事業等への協力	「瑞穂運動場を会場とするイベントの場合には、核となり事業の企画・運営に参画すること」とありますが、あくまでも貴市が主体で企画運営し、事業者は補助的な役割という理解でよろしいでしょうか。	No.506の回答を参照ください。
508	要求水準書(案)	134	第10	2	(1)	ス	(イ)	市が実施する事業等への協力	市が行う諸々の取り組みに協力するとともに、次の行事について、指定管理者は実行委員会の一員として参画し、事業の企画・運営を行うこととありますが、諸々の取り組みとは何を指しているのか、ご教示ください。	市民スポーツ祭や障害者スポーツ大会などを想定しています。
509	要求水準書(案)	135	第10	2	(1)	ス	(エ)	アジア競技大会等への協力・支援	アジアパラ競技大会の開催はいつ頃決定されるのでしょうか。	未定です。
510	要求水準書(案)	135	第10	2	(1)	ス	(オ)	各種会議への参加	指定管理者連絡会議、各種担当者会議とはどのような会議でしょうか。開催の頻度等が決まっておりますら提示いただけますでしょうか。	指定管理者連絡会議は年4回で、各指定管理者から1名の出席です。担当者会議は、年2回の冷水プール担当者会議があります。
511	要求水準書(案)	135	第10	2	(1)	ス	(オ)	各種会議への参加	各種会議への参加とありますが、実施回数をご教示ください。また参加者についての条件があるかも併せてご教示ください。	No.510の回答を参照ください。
512	要求水準書(案)	137	第10	2	(2)	ア	(ウ)	物販事業	自販機及び売店等を設置する場合の貴市に支払う使用料(単価)をご教示願います。	入札説明書等に示します。
513	要求水準書(案)	137	第10	2	(2)	ア	(ウ)	物販事業	スタジアム内の売店は、市から使用についての指定はありますか。民間事業者が独自に収益を上げることは可能でしょうか。	スタジアム内の売店は、施設利用者が都市公園法第5条による許可(管理許可)により設置します。なお、陸上競技場等の無料区域内への民間収益施設の設置を認めますので、追記します。
514	要求水準書(案)	137	第10	2	(2)	ア	(ウ)	物販事業	現在のJリーグ公式戦での競技場内物販は公有財産の目的外使用にあたると思われますが、今回の整備事業により事業者の自由運営、収入になりますか。現行通り目的外使用料金として貴市への支払いは必要ですか。	Jリーグ公式戦での競技場内物販は、都市公園法第5条による許可(管理許可)です。この収入は、利用料金ではありません。(施設利用者から市に直接納付してもらいます。)

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
515	要求水準書(案)	137	第10	2	(2)	ア	(ウ)	物販事業	現在のJリーグ公式戦での競技場内物販による貴市の収入実績(過去5年間)の内訳を開示いただけますか。	Jリーグ公式戦での競技場内物販に係る管理許可の使用料は市の収入です。
516	要求水準書(案)	137	第10	2	(2)	ア	(エ)	広告誘致業務	現在、広告掲載は、貴市が行っておられますが、直近数年間の広告掲載による収入をご教示願います。	入札説明書等に示します。
517	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	ア	(オ)	その他指定管理者の提案により実施する事業	当該施設・設備に係る光熱水費等は指定管理者自ら負担することがc欄に記載されていますが、設置そのものに係る費用は本事業の施設整備費に含めることができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
518	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	ア	(オ)	その他指定管理者の提案により実施する事業	公園内に民間施設を設置するにあたり、位置は提案によると考えて宜しいでしょうか。また、道路に接することが条件となるのか、計画建物の可能建築面積をご教示ください。	No.15の回答を参照ください。
519	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	イ	(ア)	民間収益施設を設置して実施することができる業務	本事業の敷地において、民間収益施設を設置できるエリア、設置できないエリアを具体的にご教示願います。	No.15の回答を参照ください。
520	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	イ	(ア)	民間収益施設を設置して実施することができる業務	民間収益施設に認められる延床面積の上限値をご教示願います。	No.15の回答を参照ください。
521	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	イ	(イ)	民間収益施設を設置して実施することができる業務	民間収益施設の設置場所について、要求水準書(案)P.19の事業予定地内全体で検討すればよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
522	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	イ	(イ) (ウ) (オ)	民間収益施設を設置して実施することができる業務	民間収益施設は公園全体の建蔽率及び容積率を満たす範囲内で可能という理解でよろしいでしょうか。また、施設用地にも建設可能でしょうか。設置範囲や設置期間等の制約条件がありましたらご教示頂けますでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
523	要求水準書(案)	139	第10	2	(2)	イ	(ク)	民間収益施設を設置して実施することができる業務	やむを得ない事情があると市が認める場合、業務内容の変更又は終了を認めるとありますが、事業者の採算悪化による中途終了はやむを得ない事由として認めて頂けるでしょうか。	市との協議によります。
524	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	イ		民間収益施設を設置して実施することができる業務	独立採算での自主事業提案にあたり、貴市との協議に伴う各種貴市承諾可否判断によって事業の実現性が影響を受けることと考えます。については、貴市の判断基準や判断時期などご提示頂けますでしょうか。	提案の内容によります。
525	要求水準書(案)	138	第10	2	(2)	イ		民間収益施設を設置して実施することができる業務	民間収益施設で使用する土地について、事業者から貴市への地代は発生しないという理解で宜しいでしょうか。	都市公園法第5条の許可に係る使用料が必要です。
526	要求水準書(案)	140	第11	1	(4)			実施体制	業務責任者及び業務従事者は構成員若しくは協力企業への業務委託契約でも問題はないとの理解でよろしいでしょうか。	業務を委託することは問題ありませんが、業務責任者及び業務従事者を明確にする必要があります。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
527	要求水準書(案)	140	第11	1	(4)			実施体制	「業務責任者」、「業務従事者」は必ずしも現地に常駐しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
528	要求水準書(案)	141	第11	2	(1)	ア	(ウ)	統括マネジメント業務	総括責任者は、事業のフェーズに応じて、それに最も適した各業務の責任者が兼務しても構わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
529	要求水準書(案)	141	第11	2	(1)	ア	(ウ)	統括マネジメント業務	維持管理運営段階の総括責任者は、施設管理運営の責任者が兼務しても構わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
530	要求水準書(案)	141	第11	2	(1)	ア	(ウ)	統括マネジメント業務	総括責任者は、施設整備期間と維持管理運営期間で所属企業も含めて変更することは可能でしょうか。	可能です。
531	要求水準書(案)	141	第11	2	(1)	ア	(ウ)	統括マネジメント業務	総括責任者を配置しとありますが、要求水準108頁第102(1)ア(ア)b(a)②の総括責任者と同義でしょうか。	No.421の回答を参照ください。
532	要求水準書(案)	141	第11	2	(1)	ア	(エ)	統括マネジメント業務	業務責任者を置くべき業務区分については、事業者の提案によるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
533	要求水準書(案)	142	第11	2	(2)			総務・経理業務	統括管理業務の総務・経理業務は、SPC(株式会社)のものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
534	添付資料7	4						観覧関連施設コンコース	コンコース有効幅員8m程度とありますが、階段や各階の主要観客動線は含みますでしょうか。想定する具体的な範囲等ございましたらご教示ください。	避難上・観客誘導上、通行量や動線に合わせてスムーズに移動できるように計画してください。
535	添付資料7	4						売店	「テナント工事」、「テナント入れ替えに伴う各種工事」といった記載がありますが、売店は、指定管理者が行う使用の許可の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。売店の運用についての考え方をご教示願います。	No.513の回答を参照ください。
536	添付資料7	-						諸室の要求事項一覧	電気:LAN項目について、LAN接続方法に関する有線LANが必要な範囲、無線LANが必要な範囲をご教示願います。	利用に支障がないように計画してください。
537	添付資料8							移設品等一覧	移設品の中に、スタジアムメインゲートの陶壁の記載がありませんが、記載漏れでしょうか。	原案のとおりです。
538	添付資料9	1						透視図	外観及び内観の対象は、陸上競技場と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
539	添付資料9	1						模型	縮尺・サイズ・仕様についてご提示願います。	適宜判断してください。
540	添付資料10	3						透視図	合計のカット数は8カットと考えてよろしいでしょうか。	添付資料10の内容をもとに整備箇所を表現できるように提案してください。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
541	添付資料11	2						工事監理業務要項	用語の定義の「事業統括者」は、統括管理業務の「総括責任者」と考えてよろしいでしょうか。その場合、「専任で行う」の趣旨は、市との対応を行う者が当該責任者であればよく、当該責任者が所属企業において本事業以外の業務を行う者であっても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
542	添付資料14	1						フィールド可視範囲	可視範囲について、北側と南側の範囲を異なる範囲としている理由があればご教示ください。	トラックの曲走路部分については、敷地条件を考慮して、南側を緩和させています。
543	参考資料1	1						現況敷地図	現況敷地図のCADデータがあればご提供ください。	入札説明書等にて、参考までに提供します。
544	参考資料1	1						現況敷地図	敷地内高低差がわかる測量図等があればご提供ください。	入札説明書等にて、参考までに提供します。
545	参考資料9							埋蔵文化財範囲図	文化財包蔵範囲の正確な位置がわかる測量図等のデータがあればご提供ください。	入札説明書等に示します。
546	参考資料9							埋蔵文化財範囲図	A～Dの範囲が明確にわかる資料(数値データ等)をいただけますでしょうか。	入札説明書等に示します。
547	参考資料10			B・D	掘削			史跡関連埋蔵文化財包蔵地および同 滅失部	事業を進めるにあたり、埋蔵文化財の立会調査が必要となった場合、調査業務は名古屋市内に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	埋蔵文化財の立会調査は、本市が実施します。事業者は立会調査の実施に際し、調査が適切かつ円滑に行われるよう、本市に全面的に協力するものとします。
548	参考資料10			C	掘削			埋蔵文化財包蔵地	事業を進めるにあたり発掘調査の実施が必要となった場合、調査業務は名古屋市内に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	No.547の回答を参照ください。
549	参考資料10			B～E				史跡関連埋蔵文化財包蔵地および同 滅失部およびその他エリア	事業を進めるにあたり埋蔵文化財の試掘調査が必要となった場合、調査業務は名古屋市内に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	「要求水準書(案)」87頁の、既存施設撤去工事に先立つ試掘調査については、既存施設撤去工事が埋蔵文化財に影響を与えないよう、事前に埋蔵文化財の範囲・内容等を把握するため、本市学芸員の監督・立会いのもと、事業者が実施します。
550	参考資料10							埋蔵文化財の取扱い	A～Dのうち、どの範囲に該当するかによって、工事における対応、文化財が発見された場合の対応が、異なりますが、事業者の施設計画及び施工計画の内容にかかわらず、文化財の発見等による設計変更、工期延長等が生じるリスクは、貴市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.290の回答を参照ください。
551	参考資料14							年間行事スケジュール	この年間スケジュールの中で現指定管理者が主催として実施しているものをご教示ください。	入札説明書等に示します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
552	参考資料14							年間行事スケジュール	平成30年度のみ公表されましたが、過去5年分(平成27～平成31年度)を追加公表頂けないでしょうか。	入札説明書等に示します。
553	参考資料15							陸上競技施設利用図(案)	陸上競技施設利用図(案)ではトラック北側の水濠および跳躍場(棒高跳び)は、トラックの外側に想定されていますが、各競技等の要件を満たす場合はトラック内側に配置することは可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準及び各種基準を満たした上で競技団体との協議によります。
554	参考資料17 (別紙)							3 清掃作業基準表	建設中の体育館についての別紙3清掃基準表、○維持管理運営参考資料2 設備概要がありませんのでお示し下さい。	整備完了後に示します。
555	参考資料17 (別紙)							3 清掃作業基準表	それぞれの既存施設の清掃箇所について面積の表示がありません。清掃業務の人員費となる必要作業時間を算出するには、面積情報が必須となります。面積をお示しいただけないでしょうか。	入札説明書等に示します。
556	参考資料17 (別紙)							3 清掃作業基準表	一部赤斜線が引かれている箇所がありますが、その意味をご教示ください。	陸上競技場については、整備完了後、協議によって決めます。
557	参考資料17 (別紙)							13 ネーミングライツ契約にかかる権利	現在のネーミングライツ契約において設置されている表示板、広告(常設のもの)、商品展示、その他企業広報にかかるものの数量及び内容をご教示ください。	市が直接実施する事業です。
558	参考資料17 (別紙)							13 ネーミングライツ契約にかかる権利	ネーミングライツ契約に基づき屋外広告物が設置された場合、管理者はネーミングライツ契約者となるのでしょうか。	公園内に屋外広告物は設置できません。
559	参考資料17 (別紙)							13 ネーミングライツ契約にかかる権利	ネーミングライツ契約に基づき指定管理者が実施する施設案内標識及び看板等の保守内容をご教示ください。	市が直接実施する事業です。
560	参考資料17 (参考資料)							1 備品リスト	本リストに記載されている備品は全て貴市より指定管理者へ貸出されて、指定管理者が管理・保管しているものでしょうか。指定管理者が独自に用意した備品があればご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、指定管理者が独自に用意する備品は、指定していません。
561	参考資料17 (参考資料)							2 設備概要	一部赤斜線が引かれている箇所がありますが、その意味をご教示ください。	No.556の回答を参照ください。
562	参考資料17 (参考資料)							2 設備概要	各既存施設の設備概要及び点検基準等をお示しいただいておりますが、日常運転監視や巡視点検を実施する設備管理担当者の常駐はあるのでしょうか。ある場合は、ポスト数と年間常駐日数及び常駐時間をお示し下さい。	第10・2・(1)・ア・(ア)・b及びcのとおりです。
563	参考資料17 (参考資料)							3 運営に際する目安	各実績データにつきまして平成27・28年度及び平成31年/令和1年度の資料をご提供ください。	入札説明書等に示します。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
564	参考資料17 (参考資料)							3 運営に際する目安	維持管理費用算出の参考とするため、直近年度の修繕費年間費用をお示しいただけないでしょうか。	入札説明書等に示します。
565	参考資料17 (参考資料)							3 運営に際する目安	「1-(2)利用詳細」にある利用率の計算方法についてご教示願います。	陸上競技場・北陸上競技場(個人利用を除く)・ラグビー場・ラグビー練習場は、利用日数を使用可能日数で除したものです。野球場・相撲場・弓道場・アーチェリー場は、利用コマ数を使用可能コマ数で除したものです。テニスコートは、利用面数を使用可能面数で除したものです。
566	参考資料17 (参考資料)							3 運営に際する目安	「3-(1)使用料実績(収入)」の各数値は「3-(2)使用料減免実績額」を差し引いた額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
567	参考資料17 (参考資料)							3 運営に際する目安	修繕費検討のため以下公表頂けないでしょうか。 ・各施設の全修繕履歴と金額(貴市が負担した金額と指定管理者が実際に負担した金額) ・上記の図面・写真と内訳書 ・貴市が見込む各施設の長期修繕計画(事業終了まで)	入札説明書等に示します。ただし、指定管理者が実施した整備項目及び金額に限りです。
568	参考資料17 (参考資料)							6 講座・教室開催一覧	平成27年度～平成31年/令和1年度の講座・教室開催一覧実績をご教示ください(実施年月日、実施内容、実施費用等)	入札説明書等に示します。
569	参考資料17 (参考資料)							8 修繕費の範囲	平成27年度～平成31年/令和1年度に指定管理者が実施した修繕実績をご教示ください(実施年月日、実施内容、実施費用等)	No.564の回答をご参照ください
570	参考資料17 (参考資料)							8 修繕費の範囲	・備品の修理費については、金額の上限なく修繕対象から外れるという理解でよろしいでしょうか。 (要求水準書P125トレーニング器具を除く備品においては、200千円未満の備品を調達・補充する旨の記載があります)	備品の修理費については、特に定めていません。必要に応じて市と協議してください。
571	参考資料17 (参考資料)							8 修繕費の範囲	「2修繕費から除外されるもの」のうち(1)(2)(4)は修繕に必要なになった場合、貴市から支給されとの理解でよろしいでしょうか？その場合、それら支給品を除いて2,500千円以下の工事が事業者が実施する修繕に該当するのでしょうか。	指定管理料のうち一般管理費または備品費で負担してください。
572	参考資料17 (参考資料)							8 修繕費の範囲	「2修繕費から除外されるもの」のうち(3)は金額に関わらず貴市の負担との理解でよろしいでしょうか？その場合、事業者に随契で委託するのか、または入札等で委託先を決めるのでしょうか。	No.571の回答を参照ください。
573	参考資料17 (基準等)							緊急時対応	J-ALERTなどの計画・資料が含まれておりますが、現公園管理の指定管理業務において、地震速報等に関して指定管理料に含まれる経費(事業者負担経費)などはあるのでしょうか。	想定していません。

■要求水準書(案)質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
574	参考資料17 (基準等)							広告	既存の公園施設全般において、屋外広告物法に基づき点検を要する該当箇所があればご教示ください。 また現指定管理業務においても当該点検対応は行っておりますでしょうか。	屋外広告物法に基づいて点検している物件はありません。(なお、名古屋市屋外広告物条例に基づいて点検している物件はあります。)
575	その他							維持管理体制	現状の施設全体における、維持管理体制(職種・配置人数又はポスト)をご開示ください。 例:設備スタッフ ○名(毎日○時～○時○名勤務) 警備スタッフ・・・ 清掃スタッフ・・・等	第10・2・(1)・ア・(ア)・b及びcのとおりです。